【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2023年6月28日

【事業年度】 第20期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】 レオス・キャピタルワークス株式会社

【英訳名】 RHEOS CAPITAL WORKS Inc.

【電話番号】 (03)6266-0124(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 岩田 次郎 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目11番 1 号

【電話番号】 (03)6311-6799

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 岩田 次郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第19期 | 第20期 |
|-----------------------|------|-------------|-------------|
| 決算年月 | | 2022年3月 | 2023年 3 月 |
| 営業収益 | (千円) | 9,479,565 | 9,660,236 |
| 経常利益 | (千円) | 1,969,300 | 1,625,878 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (千円) | 1,303,859 | 1,087,476 |
| 包括利益 | (千円) | 1,302,378 | 1,064,933 |
| 純資産額 | (千円) | 5,095,759 | 6,094,144 |
| 総資産額 | (千円) | 8,557,954 | 8,704,790 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 416.28 | 474.39 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 108.50 | 90.50 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利 益 | (円) | - | - |
| 自己資本比率 | (%) | 58.45 | 65.49 |
| 自己資本利益率 | (%) | 29.09 | 20.32 |
| 株価収益率 | (倍) | • | • |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 1,581,919 | 912,284 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 399,574 | 578,926 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 1,169,365 | 66,547 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (千円) | 1,838,527 | 2,105,338 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) | (人) | 105 (20) | 118 (18) |

- (注)1.当社は、第19期より連結財務諸表を作成しております。
 - 2.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は2023年4月25日 に東京証券取引所グロース市場に上場するまで非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 - 3.株価収益率については、当社株式は2023年4月25日に東京証券取引所グロース市場に上場するまで非上場であるため、記載しておりません。
 - 4.従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、嘱託社員、契約社員及びグループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、使用人兼務役員、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は含まれておりません。臨時雇用者数については、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 5.従業員数には、連結会計年度末日における退職者を含めております。
 - 6.第19期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である投信投資顧問事業を営む会社の連結財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。

(2)提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第16期 | 第17期 | 第18期 | 第19期 | 第20期 |
|-------------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | | 2019年3月 | 2020年3月 | 2021年3月 | 2022年3月 | 2023年 3 月 |
| 営業収益 | (千円) | 6,157,862 | 6,099,860 | 6,783,951 | 9,479,565 | 9,660,236 |
| 経常利益 | (千円) | 1,794,267 | 1,452,213 | 1,265,997 | 2,013,419 | 1,709,655 |
| 当期純利益 | (千円) | 1,175,995 | 962,485 | 849,267 | 1,346,763 | 1,149,000 |
| 資本金 | (千円) | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 発行済株式総数 | (株) | 12,016,600 | 12,016,600 | 12,016,600 | 12,016,600 | 12,016,600 |
| 純資産額 | (千円) | 2,727,789 | 3,401,876 | 3,962,745 | 5,045,143 | 5,797,596 |
| 総資産額 | (千円) | 5,319,432 | 6,801,855 | 8,239,316 | 8,502,458 | 8,399,434 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 227.00 | 283.10 | 329.77 | 419.85 | 482.47 |
| 1株当たり配当額 | (円) | 24.00 | 24.00 | 22.00 | 33.00 | 27.50 |
| (うち1株当たり中間配当額) | (11) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 97.86 | 80.10 | 70.67 | 112.08 | 95.62 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利 益 | (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 | (%) | 51.28 | 50.01 | 48.10 | 59.34 | 69.02 |
| 自己資本利益率 | (%) | 54.35 | 31.40 | 23.06 | 29.90 | 21.19 |
| 株価収益率 | (倍) | - | - | - | - | - |
| 配当性向 | (%) | 24.5 | 30.0 | 31.1 | 29.4 | 28.8 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | - | - | 877,719 | - | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | - | - | 162,763 | - | - |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | - | - | 318,398 | - | - |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (千円) | - | - | 1,825,548 | - | - |
| 従業員数 | (人) | 64 | 74 | 84 | 103 | 116 |
| (外、平均臨時雇用者数) | <u>(</u> 人) | (15) | (15) | (14) | (20) | (18) |
| 株主総利回り | (%) | - | - | - | - | - |
| (比較指標:-) | (%) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 最高株価 | (円) | - | - | - | - | - |
| 最低株価 | (円) | - | - | - | - | - |

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は2023年4月25日 に東京証券取引所グロース市場に上場するまで非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載 しておりません。
 - 2.株価収益率については、当社株式は2023年4月25日に東京証券取引所グロース市場に上場するまで非上場であるため、記載しておりません。
 - 3.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、嘱託、契約社員及び社外から当社への出向者を含む。)であり、使用人兼務役員、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は含まれておりません。臨時雇用者数については、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 4.従業員数には、事業年度末日における退職者を含めております。
 - 5.第16期及び第17期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに 係る各項目については記載しておりません。また、当社は第19期より連結財務諸表を作成しておりますの で、第19期及び第20期のキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 - 6. 第18期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令

有価証券報告書

第52号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。

なお、第16期及び第17期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく東陽監査法人の監査を受けておりません。

- 7. 当社は2018年8月10日開催の取締役会決議に基づき、2018年8月29日付で普通株式1株につき100株の株式 分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額及び 1株当たり当期純利益を算定しております。
- 8.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 9.株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場でありましたので記載しておりません。

なお、当社株式は2023年4月25日付で、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2 【沿革】

当社は、創業メンバーの藤野英人(現 代表取締役 会長兼社長 最高投資責任者)、湯浅光裕(現 代表取締役副社長)、五十嵐毅(現 営業本部長)が、人々の資産形成の一助となるための理想の投資信託を作り、株式投資が企業と人を応援し、明るい未来を創ることにつながるという投資の本質を伝えることを目的に設立した資産運用会社です。

お客様の資産を国内外の成長企業に投資して、日本及び世界経済の成長に貢献するとともに、安心して資産形成を始めることができる仕組みを開発・提供し、これまで以上に幅広い層へ資産形成を浸透させることで、当社グループの経営理念である「資本市場を通じて社会に貢献します」を実現してまいります。

| 2003年4月 | 東京都千代田区一番町にレオス株式会社として設立 |
|-----------|---|
| 2003年8月 | 投資顧問業の登録 |
| 2003年 9 月 | レオス・キャピタルワークス株式会社に商号を変更 |
| 2003年12月 | 投資顧問業務の開始 |
| 2007年 9 月 | 投資信託委託業の認可取得 |
| 2007年 9 月 | 第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業の登録 |
| 2007年12月 | 投資運用業務の開始 |
| 2008年10月 | 「ひふみ投信」の運用・販売を開始 |
| 2009年 2 月 | 株式会社IS ホールディングスへの第三者割当増資を実施し、同社が当社株式の過半数を |
| | 取得 |
| 2009年6月 | 東京都千代田区丸の内に本社移転 |
| 2012年 5 月 | 「ひふみプラス」の運用を開始 |
| 2016年10月 | 「ひふみ年金」の運用を開始 |
| 2019年8月 | 米国にニューヨーク駐在員事務所を開設 |
| 2019年10月 | 「ひふみワールド」の運用・販売を開始 |
| 2019年12月 | 「ひふみワールド+」の運用を開始 |
| 2020年6月 | SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社が当社株式の過半数を取得 |
| 2021年1月 | YouTubeチャンネル 『お金のまなびば!』を開設 |
| 2021年3月 | 「まるごとひふみ」の運用を開始 |
| 2021年3月 | 「ひふみらいと」の運用・販売を開始 |
| 2021年4月 | ベンチャーキャピタル子会社「レオス・キャピタルパートナーズ株式会社」を設立 |
| 2021年5月 | 全社の運用資産残高が1兆円を突破 |
| 2021年8月 | 「ひふみ」シリーズの運用資産残高が1兆円を突破 |
| 2021年9月 | 「ひふみワールド年金」の運用を開始 |
| 2022年 2 月 | まるごとひふみ50(適格機関投資家専用)の運用を開始 |
| 2022年 2 月 | RheosCP1号投資事業有限責任組合を設立 |
| 2022年 4 月 | 直接販売の顧客口座数が10万口座を突破 |
| 2023年 4 月 | 東京証券取引所グロース市場に株式を上場 |

3【事業の内容】

「レオス」とは古代ギリシャ語で「流れ」という意味の言葉です。日本にある人財・資本・知恵・技術などたくさんの資産「キャピタル」の「流れ(レオス)」をつくる工房「ワークス」でありたいという想いが当社の社名には込められています。

そして、見えない価値を見つめるという想い、この目に見えない価値を結びつけ新しい大きな流れを創り出したいという志を込めて、当社のロゴを作りました。ロゴは点字の「レオス」をデザインしたものです。目には見えないもの、触れてみないと分からないもの、そこに企業の大きな価値や未来が潜んでいると考えます。



なお、「日本のみんながひふみでつみたて」をスローガンに、日本中に「ひふみ」によるつみたて投資を普及させ、当社の経営理念である「資本市場を通じて社会に貢献します」の実現を目指すべく、当社がこれまで培った企業文化や経営理念を大切にしながらも、SBIグループが有するブランドイメージや認知度の高さを生かして「ひふみ」ブランドの浸透・価値向上を図ることを幅広い方々に認識いただくため、2024年4月1日より、商号を「レオス・キャピタルワークス株式会社」から「SBIレオスひふみ株式会社」に変更する予定です。

(1) 当社グループの事業内容

当社グループの事業領域は、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、投資信託委託業務、投資顧問業務(投資 一任契約に係る業務)及びその他業務から構成されます。

投資信託委託業務

投資信託とは、お客様から投資いただいた資金を国内外の株式等に投資し、その運用成果をそれぞれのお客様の 投資額に応じて分配する仕組みの金融商品です。投資信託委託業務では、投資信託の設定、運用及び販売を行って おります。

当社グループが運用を行っている投資信託は2023年3月末現在、以下のとおりです。

| $\overline{}$ | TEVE STREET, CV. OXXXIII III III CV. OXXXIII C | | | | | | |
|---------------|--|---------|-------------------------------|---------------------------|--|--|--|
| | | | 販売経路別 | | | | |
| | | 公募投資信託 | 公募投資信託 | 私募投資信託 | | | |
| | (直接販売) | | (間接販売) | 位券投具占配 | | | |
| | 国内株式 | - | - | レオス日本小型株ファンド (一般投資家私募) | | | |
| 投資 | 内外株式 | ひふみ投信 | ひふみプラス ひふみ年金 まるごとひふみ100 | - | | | |
| 資産 | 海外株式 | ひふみワールド | ひふみワールド + ひふみワールド年金 | - | | | |
| 別 | 内外資産複合 (バランス ファンド) | ひふみらいと | まるごとひふみ15 まるごとひふみ50 | まるごとひふみ50 (適格機関投資家専用) | | | |

ひふみ年金、ひふみワールド年金は、確定拠出年金(iDeCo/企業型DC)専用の投資信託です。

公募投資信託(直接販売)は、当社グループが運用を行うとともにインターネットを通じて販売も行う投資信託です。当社グループでは、運用会社が直接お客様に販売する形式をとることで、販売会社の意向に左右されることなく、独自の営業活動やお客様とのコミュニケーションを図ることが可能となっています。当社グループに口座を保有するお客様に対しては、「投資信託を保有して楽しい」と感じていただけるようなイベントやセミナーを開催し、密にコミュニケーションをとることで、お客様の資産形成をサポートしています。

公募投資信託(間接販売)は、販売会社(証券会社、銀行等)が、当社グループの投資信託をそれぞれの販売会社のお客様へ販売する投資信託です。お客様が当社グループの投資信託をお買い求めやすい環境を提供するため、地方銀行、ネット証券といった様々な金融機関を販売会社として採用し、販売チャネルの多様化を図っております。

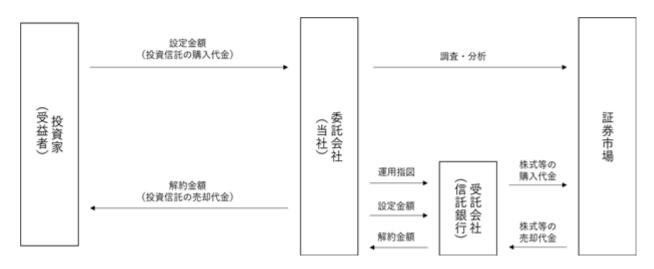
(ア)投資信託委託業務の仕組みについて

投資信託委託業務においては、当社が投資信託委託会社(委託者)として投資信託を組成し、投資家から集めた 資金を運用し、その成果を投資家に配分しております。

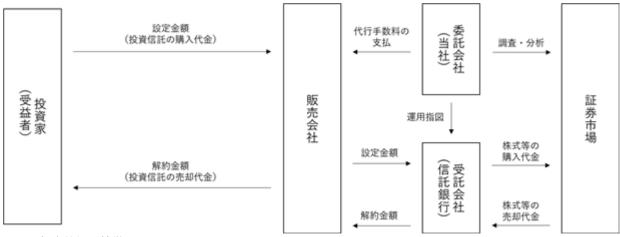
投資信託委託会社では、経済・金融情勢などのデータを収集・分析し、運用の専門家がこれまでの経験等を駆使 しながら、どの企業に投資するのかを考え、信託銀行に対して運用を指図します。

当社では、お客様からお預かりした運用資産の残高に一定率を掛け合わせることで算定される信託報酬から、信託銀行への手数料を差し引いた金額を委託者報酬として受け取ります。さらに、間接販売においては、委託者報酬の一部から、各販売会社が販売する当社の投資信託の残高に一定率を掛け合わせた代行手数料をそれぞれの販売会社に支払っております。

(a) 投資信託 (直接販売) の仕組み図



(b) 投資信託(間接販売)の仕組み図



(イ)投資信託の特徴

(a)「ひふみ」ブランド

いわゆる「老後2,000万円問題」に象徴されるように、日本国民の将来に対する不安が高まっている中、日本銀行が毎年公表する家計金融資産におけるリスク資産の割合は依然として低水準に留まっており、日本の家計における投資へのハードルは引き続き高いままであるのが現状です。当社グループでは、このハードルを少しでも低くして、よりたくさんの方々に資産形成を始める一歩を踏み出していただくためには、投資信託を単なる金融資産ではなく、お客様に長く大切にされる資産形成の大切なパートナーに育て上げたいと考えており、当社グループが運用するすべての公募投資信託の名称には「ひふみ」というプランドを使用しています。

「ひふみ」には「次のゆたかさの、まんなかへ」という想いを込めています。投資を通じてお金を提供することで社会を動かしていくということが金融の力であり、これを促すことが当社グループの役割です。「ひふみ」は、同じ想いを持つお客様と投資先の会社をつなぐものでありたい、お客様の夢や希望をかなえるための資産形成のまんなかの存在でありたい、そのような信念でできており、この「ひふみ」ブランドを支えるのが、当社グループの「運用力」「発信力」「販売力」という3つのチカラです。

(b) 運用力

当社グループの運用方針は、独自に発掘した成長企業に投資をし、守りながらふやす運用を目指すことです。

当社グループのアナリストやファンドマネージャーは、事業内容、企業規模などにとらわれることなく、実際に企業に足を運び、企業の活動状況を目の当たりにし、企業が目指す理想の未来を経営者と共有して、企業が提供する製品・サービスが世の中にどのような影響を与えるのか、当該企業の属する産業は今後どのようにあるべきかなど、会社訪問の中で経営者と面談して得られる定性情報の分析を行います。これらに加え、国内外の産業の動向や、個別企業の成長性、バリュエーションなどの定量情報の分析を実施して投資先の選定を行い、中・長期的な将来価値に対して市場価値が割安だと考えられる銘柄や、安定的に業績を上げている成長企業に長期的に投資しております。

なお、2019年10月から海外株式に投資する「ひふみワールド」の運用を開始したことを契機として、米国ニューヨーク市に調査拠点を設置し、海外企業についても成長性のある企業を独自のルートで発掘していく体制を整備いたしました。

一方で、「守る」とは、投資対象企業の株価の変動(リスク)をさまざまな形で低減し、基準価額の変動を抑えることを指します。マーケットの変化に柔軟に対応し、幅広い銘柄に投資をすることで、相場の上下によるお客様のハラハラドキドキをできるだけ低減し、安心して長期にわたり保有して頂く運用にこだわっています。具体的には、IT企業など成長企業の王道のような銘柄から、地味で地道に収益をあげる銘柄まで、さまざまな価値観を組み入れることで、投資のリスク(価格変動)の大きさに比べてどれだけリターン(収益率)を得られるかを測るためのモノサシと言える「シャープレシオ」(リターンをリスクで割った数値)を高位に保つことを目標としております。

これまでの実績として、「ひふみ投信」については、株式会社格付投資情報センター(R&I)が「シャープレシオ」を定量評価に用いて選定する「R&I ファンド大賞」を直近5年間(2019年~2023年)継続的に受賞しております。

(c)発信力

当社グループは自分たちの顔をしっかり見せて、Face to Faceでお客様とコミュニケーションすることを大切にしており、セミナー、イベント、運用報告会等を実施して、お客様に投資のたのしさや重要性をお伝えしております。例えば、当社グループの投資信託の話をはじめてお聞きになられる方や投資が初めてという方向けの「はじめてのひふみ」や、毎月月初に「ひふみ投信」などの運用結果とともに運用責任者やアナリストたちがどのような視点で経済・株式相場を捉え、運用を行っているかなどについてお話しする「ひふみアカデミー」などのセミナーの開催、当社グループが直接販売する公募投資信託を保有するお客様を対象に、当社グループのメンバーとともに経済や投資、企業を身近に感じていただく投資先企業の社会科見学の開催などを通して、「投資 = 悪」というイメージを払拭し、長期・分散・つみたて投資の促進を図っております。

さらに、Webサイトにて運用メンバーのインタビュー記事等を公開し、セミナーをYouTubeやZoom等で配信することで「顔の見える運用」を意識した情報発信を行い、当社グループの運用メンバーを少しでも身近に感じていただき、安心して投資していただく環境を整えることを心がけています。

また、2021年1月には、お金や投資についてたのしく・わかりやすく発信するYouTubeチャンネル『お金のまなびば!』を開設いたしました。『お金のまなびば!』は、「資本市場を通じて社会に貢献します」という当社グループの経営理念を元に、お客様の資産形成ニーズや不安に寄り添った内容を、できるだけ平易な言葉を使いながら配信をしています。具体的には、当社代表の藤野が解説する「なぜ株価は上昇しているのか」、各業界で活躍されるゲストと本気でお金を語る対談「100億円の驚きの使い方!?」、お笑い芸人、フリーアナウンサーなど著名人とお金について語らう「マネーキャンプシリーズ」などが好評で、視聴者の年代も、10代から60代以上の方まで、幅広い方々に視聴いただいており、2023年3月末時点でチャンネル登録者数は21.5万人となっています。

(d)販売力

当社グループの販売手法の強みは、直接販売と間接販売という2つの販売チャネルを持っていることです。 直販販売のチャネルを持っていることはとても重要です。お客様と直接コンタクトすることで、当社グループのメッセージを確実にお伝えし、当社グループの商品ブランドをしっかり育てることができるからです。また、 長期の資産形成を促すコスト体系として、直接販売する公募投資信託の一部においては、長期に保有するほど信託報酬率が低減する日本初の仕組み「資産形成応援団(信託報酬一部還元方式)」を導入しています。この仕組みは、5年以上当社グループの投資信託を保有している場合に、信託報酬をあらかじめ決められた応援率分、実質的に割り引く制度です(注)。

また、当社グループは、日本の大手金融機関から地方銀行、ネット証券など2023年3月末時点で96社の販売会社と取引をしており、幅広いサポートを得ています。お客様が当社グループの口座をお持ちでなくても、既にお持ちの金融機関の口座で、又は、近くに店舗のある金融機関で、当社グループの投資信託を購入し、資産形成を始めることができるよう、今後も販売会社の開拓を行ってまいります。

(注)実際には、当社グループが一旦通常の信託報酬額を受け取り、応援率分を半年毎にお客様口座に入金する ことで新規投資信託の買付に充当され、自動的に投資信託の口数が増加することになります。

投資顧問業務(投資一任契約に係る業務)

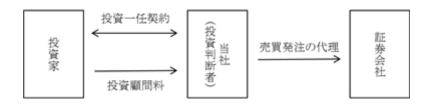
投資ー任契約とは、お客様から投資判断を任され、お客様に代わりお客様の資産運用を行う契約のことで、この 契約に基づき投資資金を受託、運用する業務を行っています。

(ア) 当社グループ投資顧問業務の運用資産残高と特徴

当社グループでは、投資一任契約に基づき、国内企業年金基金や海外ソブリンウェルスファンドなどを受託し運用しております。

(イ)投資顧問業務の仕組みについて

投資顧問業務においては、当社とお客様との間で投資ー任契約を締結し、当社が投資家から投資判断や投資に必要な権限を委任され、投資家を代理して証券会社への売買発注などを行います。



投資顧問業務の収益は、お客様からお預かりした運用資産の残高に一定率を掛け合わせることで算定される投資 顧問報酬と、運用成績に応じて受け取る成功報酬から構成されます。

その他業務

2021年4月にベンチャー企業への出資等を目的とした、「レオス・キャピタルパートナーズ株式会社」を100%子会社として設立しました。レオス・キャピタルパートナーズ株式会社は、2022年2月1日にRheosCP1号投資事業有限責任組合を設立し、ベンチャーキャピタル業務を開始しております。

(2) 投資信託委託業務及び投資顧問業務の運用資産残高の推移について

当社グループの2016年3月末以降の投資信託委託業務及び投資顧問業務における運用資産残高の推移は次のとおりです。なお、日本円建て以外の運用資産残高を日本円に換算する際には、それぞれの時点における月末為替レートを用いております。

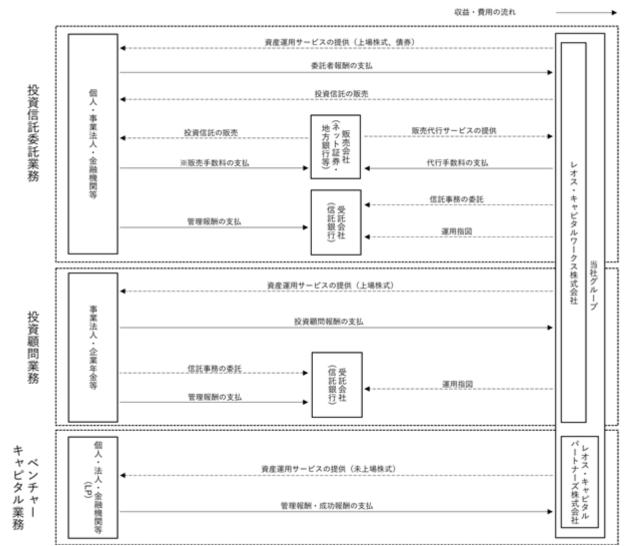
(単位:億円)

| | 2016年 3月末 | 2017年 3月末 | 2018年 3 月末 | 2019年 3 月末 | 2020年 3月末 | 2021年 3月末 | 2022年 3月末 | 2023年 3月末 |
|------------------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 公募投資信託 (直接販売) | 308 | 491 | 1,355 | 1,307 | 1,193 | 1,763 | 1,864 | 1,885 |
| 公募投資信託 (間接販売) | 803 | 1,365 | 5,853 | 6,256 | 5,371 | 6,699 | 8,169 | 8,414 |
| 私募投資信託 | 39 | 44 | 72 | 82 | 51 | 66 | 52 | 15 |
| 投資信託合計 | 1,151 | 1,902 | 7,282 | 7,646 | 6,616 | 8,529 | 10,086 | 10,315 |
| 投資顧問合計 | 534 | 862 | 1,170 | 1,070 | 855 | 1,079 | 993 | 1,127 |
| 全社合計 | 1,685 | 2,764 | 8,452 | 8,716 | 7,471 | 9,608 | 11,079 | 11,443 |

(注) 当該数値は、東陽監査法人による監査を受けておりません。

商品・サービス提供の流れ

[事業系統図]



お客様から販売会社に支払われる手数料は販売会社が設定するものであり、当社グループの収益に寄与するものではありません。

4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 又は出資金 (百万円) | 主要な事業の 内容 | 議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%) | 関係内容 |
|--|---------|-----------------------|---|--------------------------------|---|
| (親会社)SBIホールディングス 株式会社 (注)1、2 | 東京都港区 | 139,272 | 株式等の保有を 通じた企業グ ループの統括・ 運営等 | 被所有 51.3 (51.3) | 役員の兼任等あり |
| S B I ファイナンシャル サービシーズ株式会社 | 東京都港区 | 100 | 金融サービス事業における3大コア事業(証券・銀行・保険)間のシナジー拡大に向けた各種施策の実施 | 被所有 51.3 | SBIホールディングス株 式会社の100%子会社 役員の兼任等あり |
| (連結子会社) レオス・キャピタルパートナーズ株式会社 (注)3 | 東京都千代田区 | 70 | 投資事業組合財 産の管理及び運 用 | 所有 100.0 | 経営指導 業務の一部受託 資金の貸付 社員の出向 役員の兼任等あり |
| RheosCP 1 号GP有限責任 事業組合 (注) 2、3 | 東京都千代田区 | 80 | 投資事業有限責任組合の無限責任組合員として 行う業務 | 所有 75.0 (75.0) | - |
| RheosCP1号投資事業有限 責任組合 (注) 2、3、4 | 東京都千代田区 | 495 | 投資事業有限責 任組合の運営 | 所有 15.2 (9.1) | - |
| (その他の関係会社)株式会社ISホールディングス(注)5 | 東京都千代田区 | 600 | 持株会社 | 被所有 25.4 | - |

- (注)1.有価証券報告書の提出会社であります。
 - 2.議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有又は間接被所有割合で内数であります。
 - 3.特定子会社に該当しております。
 - 4.持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。
 - 5. 当社株式上場後、株式会社 I Sホールディングスは、その他の関係会社ではなくなりました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年 3 月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|----------|----------|
| 全社(共通) | 118 (18) |
| 合計 | 118 (18) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、嘱託社員、契約社員及びグループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、使用人兼務役員、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は含まれておりません。臨時雇用者数については、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

(2)提出会社の状況

2023年 3 月31日現在

| 従業員数 (人) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|----------|----------|-----------|------------|
| 116 (18) | 40.2 | 4.4 | 10,293,100 |

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|----------|----------|
| 全社(共通) | 116 (18) |
| 合計 | 116 (18) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、嘱託社員、契約社員及び社外から当社への出向者を含む。)であり、使用人兼務役員、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は含まれておりません。臨時雇用者数については、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3. 当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

2023年 3 月31日現在

| 当事業年度 | | 補足説明 |
|--------------------|-------|--------------|
| 管理職に占める女性労働者の割合(%) | (注)1. | 無足就 的 |
| | 22.7 | - |

- (注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 - 2.男性労働者の育児休業取得率については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年 法律第64号)および介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) の規定に基づき、公表を行なわないため、記載を省略しております。
 - 3.労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規程に基づき、公表を行なわないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

「当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「資本市場を通じて社会に貢献します」という経営理念のもと、変化をチャンスととらえ時代と 共に成長する企業や時代の変化に左右されず本質的に成長し続ける優れた企業を発掘し、これらの企業へ「ひふみ」 を通じて投資を行っています。そして、日本人の「投資=悪」というイメージを払拭するため、たくさんの方々に 「ひふみ」を保有いただき、「投資は素敵な経済活動」であるということをお伝えするとともに、現在の状況や今後 のライフプランによって異なる一人一人の資産形成のニーズにお応えして、お客様が夢や希望をもってあゆんでいく 力になりたいと考えております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、経営理念の実現のため、ファイナンシャル・インクルージョン () を通じて、金融サービスの 恩恵を全ての人々が享受できる世の中を目指しております。より多くの人々を「次のゆたかさの、まんなかへ」という思いを込めて、「お金を学び、ひふみでつみたて、共助で支える」取り組みを推進し、投資文化の普及に注力して まいります。

()あらゆる人々が金融サービスヘアクセスすることができ、金融サービスの恩恵を享受できるようにすることを 意味し、金融包摂と訳されます。

お金を学ぶ

日本銀行の資金循環統計(速報)によると、2022年3月末の日本の家計金融資産残高2,005兆円のうち、投資信託の残高は91兆円(4.5%)にとどまっています。一方、現金・預金の残高は1,088兆円で、全体の54.3%を占めており、その比率は過去10年以上ほぼ変わらず推移しています。老後2,000万円問題を端緒として資産形成の重要さは認識され始めたものの、「何から始めたらよいのか分からない」というのが大多数の意見ではないかと考えております。

当社グループでは、創業以来、資産形成にアクティブなお客様にエクイティ商品を主に提供してきましたが、これだけでは日本人の大多数である、資産形成にパッシブな方々の将来不安を解消することは難しく、このままでは、資産形成に対する意識によって金融資産の構成が二極化し、金融格差が広がるのでは、と懸念しております。

これらの金融格差を是正するためにも、投資の魅力やお金についての知識を様々なメディアを通して幅広い方々にお届けするとともに、誰もが簡単に、安心して資産形成を始めることができる仕組みを開発・提供し、これまで以上に幅広い層へ資産形成を浸透~資産形成を大衆化~させ、金融・投資に関するリテラシーの向上に寄与してまいります。

ひふみでつみたて

当社グループは、資産形成の基本・スタンダードは「つみたて投資」であると考えております。安く買って、高く売る、それを確実に続けるのは、プロであっても困難であり、時間を味方につけて、コツコツとつみたてていくことが相場の変動に左右されず、健全な資産形成につながると考えているからです。

この「つみたて投資」を、「ひふみ」ブランドを冠した当社グループの運用する投資信託で行っていただくため、「ひふみ」を長期の資産形成に資する商品となるよう日々ブラッシュアップするとともに、当社グループの目指す世界を広く発信することで、全国のお客様に金融商品のスタンダードとして「ひふみ」を捉えていただき、日本中に「ひふみ」によるつみたて投資を普及させ、日本一のつみたて口座数~日本のみんながひふみでつみたて~を目指していきたいと考えております。

共助で支える

当社グループは、預貯金として金融資産を保有する方々に投資を促すだけではなく、多額の金融資産は保有していないものの、働く世代として、定期的な収入を得ている方々に、「つみたて投資」による資産形成を始める一歩を後押しして、金融サービスの恩恵を享受していただくことが大切であると考えております。しかし、諸事情で働くことができず、「つみたて投資」が実施できない方々に金融サービスの恩恵を享受いただくことも、ファイナンシャル・インクルージョンの観点から重要です。

「自助」により自立して生きていくこと、公的な支援による「公助」も大切ですが、長期の資産形成により富を築いた方々からの「共助」こそが、真の意味でのファイナンシャル・インクルージョンの達成につながると考えております。

資産形成で得た含み益の一部を寄付に回す仕組みなど、「共助」の厚みを増していくためのプラットフォーム作りについて検討を進め、「共助」の文化を浸透させてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

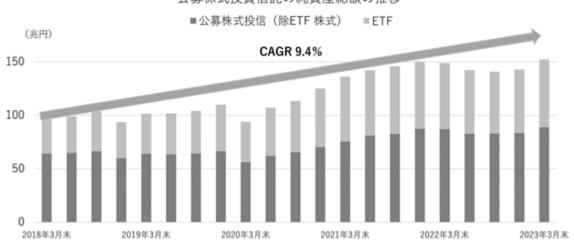
当社グループは、主として、投信投資顧問事業を行っており、営業収益は投資信託の運用から得られる委託者報酬と投資一任契約等による投資顧問報酬の2種類の収入によって構成されています。委託者報酬及び投資顧問報酬は、運用資産の残高に一定率を掛け合わせることで算定されます。投資顧問業務の一部では、運用成績に応じて発生する成功報酬がありますが、成功報酬が発生する運用資産残高は、当社グループの運用資産残高のごく一部です。

したがって、当社グループにとって最も重要な経営指標は、収益の源泉である運用資産残高となります。

(4) 経営環境

投資信託委託業務

当社グループの事業領域である投資信託委託業務に関して、一般社団法人 投資信託協会が公表している統計データによると、2023年3月末時点、公募証券投信の純資産総額は177兆7,974億円であり、このうち、公募株式投信の純資産総額は152兆2,321億円となっています。公募株式投信の純資産総額の成長率は、2018年3月末から2023年3月末までの直近5年のCAGR(年平均成長率)で約9.4%となっています。



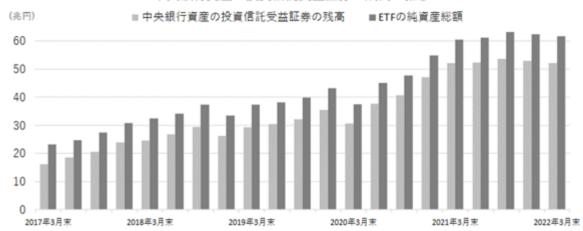
公募株式投資信託の純資産総額の推移

但し、ETFを除く公募株式投信の純資産総額は88兆9,357億円で、成長率は2018年3月末から2023年3月末までの直近5年のCAGRで約6.7%となっており、ETFの純資産総額が2018年3月末の32兆5,354億円から2023年3月末には63兆2,963億円まで増加しております。ETFの増加は年間6兆円を目安として行われていた日本銀行のETF買い入れが主な

(出所:一般社団法人 投資信託協会「公募投資信託 資産増減状況」を基に当社作成 データは各四半期末時点)

要因となっていますが、日本銀行は、2021年3月19日に公表した「より効果的で持続的な金融緩和について」の中で現在ETFの買入れ目標である年間約6兆円の原則を削除し、当面は12兆円を上限とし、必要に応じて買い入れを行う方針としております。

中央銀行資産の投資信託受益証券の残高の推移

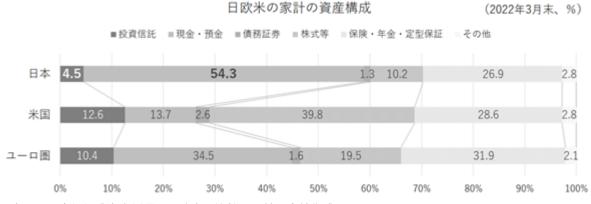


(出所:一般社団法人 投資信託協会「株式投信の商品分類別内訳」及び日本銀行「資金循環統計」を基に当社作成 データは各四半期末時点)

日本銀行のETF買い入れ等により、公募株式投信の純資産総額は増加しているものの、日本の家計における投資信託の存在感は大きくありません。日本銀行が発表している資金循環統計によれば、日本の家計金融資産における投資信託の比率は、2022年3月末時点で4.5%(日本の家計金融資産残高2,005兆円のうち91兆円)にとどまり、2022年3月末における米国の13.2%、欧州の9.6%と比べて低い水準にあり、日本の家計金融資産の過半は現金・預金が占めている状況が続いています。



(出所:日本銀行「資金循環統計」を基に当社作成 データは各四半期末時点)



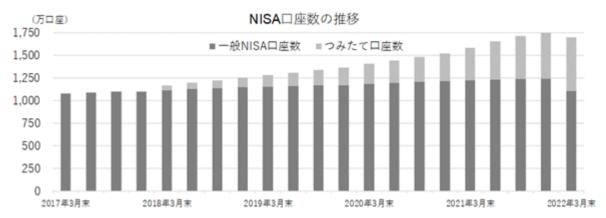
(出所:日本銀行「資金循環の日欧米の比較」を基に当社作成)

このような状況について、金融庁は、2021年8月に公表した「2021事務年度 金融行政方針」の中で「我が国においては、家計の金融資産の過半を現預金が占めている状況が続いており、資産の伸びも低い水準に留まっている。」と問題視しており、家計の安定的な資産形成を税制面で後押しするために、引き続きNISA、特につみたてNISAの普及に取り組んでいくとしています。

2014年1月に導入されたNISA(少額投資非課税制度)とは、一定の投資枠内で投資によって得た利益が非課税になる制度で、2018年1月には、少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度としてつみたてNISAがスタートしました。なお、このつみたてNISA対象ファンドには、当社が運用する「ひふみ投信」及び「ひふみプラス」も選定されております(「つみたてNISA対象商品届出一覧」より)。そして、NISAの利用状況について金融庁が公表

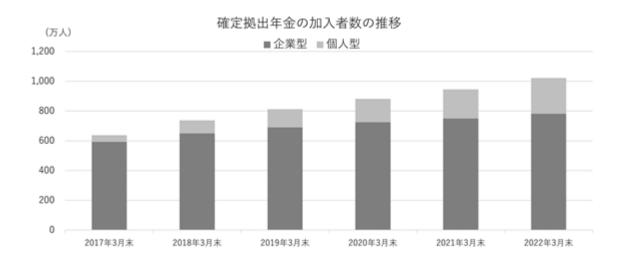
する「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査」によれば、一般NISAとつみたてNISAをあわせた口座開設数は2022年3月末時点で約1,699万口座と堅調に推移しており、着実に普及が進んでいます。

さらに、2022年11月に、岸田政権が推し進める経済政策「新しい資本主義」において、重要な政策の一つに掲げられていた「資産所得倍増プラン」の内容が公表されました。具体的には、家計による投資額及び投資経験者の倍増を目指し、NISAの恒久化及び非課税となる投資枠の拡大という抜本的拡充が実施されることになり、日本の家計金融資産が貯蓄から投資に大きくシフトすることが期待されています。



(出所:金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」を基に当社作成 データは各四半期末時点)

また、老後資金の確保を目的として、家計の資産形成を支援する年金制度として確定拠出年金制度があります。確定拠出年金制度は、企業や加入者が毎月一定額の掛金を拠出し、加入者自身が運用する年金制度であり、特にiDeCo(個人型確定拠出年金)については、2017年1月から加入範囲が拡大され、加入者数が増加傾向にあります。企業年金連合会が公表した「確定拠出年金統計資料(運営管理機関連絡協議会提供)」によれば2017年3月時点のiDeCoの加入者数は45万人でしたが、2022年3月時点では239万人と増加を続け、企業型と合わせると確定拠出年金制度の加入者は1,000万人を超えています。

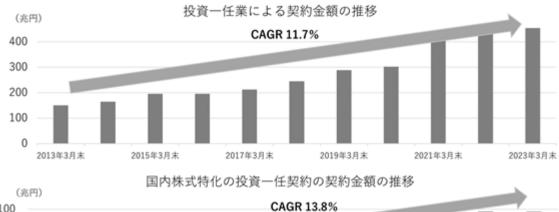


(出所:企業年金連合会「確定拠出年金統計資料(運営管理機関連絡協議会提供)」を基に当社作成 データは各年度末)

投資顧問業務(投資一任契約に係る業務)

当社グループの事業領域である投資顧問業務に関して、一般社団法人 日本投資顧問業協会の投資運用会員の契約金額は、2023年3月末時点で、542兆3,019億円となっており、このうち、投資一任業による契約金額は、454兆3,259億円となっています。投資一任業による契約金額の成長率は2013年3月末から2023年3月末までの直近10年のCAGRで約11.7%となっています。

また、国内株式特化の投資ー任契約の契約金額は、2023年3月末時点で97兆1,008億円となっており、2013年3月末から2023年3月末までの直近10年のCAGRで約13.8%となっております。



(兆円)
100
CAGR 13.8%

50
0
2013年3月末
2015年3月末
2017年3月末
2019年3月末
2021年3月末
2023年3月末

(出所:日本投資顧問業協会「統計資料」を基に当社作成 データは各年度末)

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新規投資家層の拡大と運用資産残高の獲得

当社グループは、国内外投資家の資金を受託し運用する投資運用業を主たる業務としていることから、運用資産残高が当社グループの重要な収益の源泉であります。

独立系の資産運用会社(ファンドマネージャーに親会社等から派遣された役職員が存在せず、投資判断も自社独自で行う資産運用会社をいいます。以下同じ)として当社グループは、顧客本位のサービスや顧客の安定的な資産形成に資する商品の提供等、独自性と一貫性をもった営業活動を継続的に行いながら国内における顧客基盤と販売チャネルを構築してまいりましたが、その顧客基盤は必ずしも磐石とは言えず、新規顧客の獲得と既存顧客からの追加運用資産の獲得、また既存顧客からの資金流出を防ぐためのサービスの拡充が重要な課題であると認識しております。顧客との積極的なコミュニケーションを通じた金融・投資に関するリテラシーの向上に貢献しつつ、運用資産残高の安定的成長を目指していく方針です。

また、国外顧客基盤に関しても、投資家・投資家候補との更なるコミュニケーションの強化を図り、これらの課題に対処していく方針です。

内部管理体制の強化

現在、当社グループの内部管理体制は、小規模体制に適応したものとなっております。今後の事業拡大を見据え、 業務運営の効率化、金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であ ると認識しております。

これらの課題に対処するために、必要に応じて人材を適時に採用し、社内教育を充実させ内部管理体制の強化に努めることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針です。

優秀な人材の確保と社内育成

当社グループが国内外の顧客に提供する投資サービスは投資に関する専門的知識はもとより、豊富かつ多様な業務経験や知識の裏付けがあって初めて提供できるものです。当社グループには、株式投資の分野で長年活躍してきた経験豊富な人材が複数所属しており、当社グループの業務において中心的な役割を担う優秀な人材の厚みは、現在の当社グループの大きな強みであると考えております。

今後においても、継続的に質の高いサービスを提供していくために、十分な経験を積んだ専門性の高い人材を確保する他、未経験であっても有望な若手を採用し、社内において教育を行うことにより、優秀な人材を継続的に育成していくことが当社グループの重要な課題であると認識しております。

ブランド価値の向上

当社グループが運用する投資信託のブランド価値の向上は、新たな運用資産の獲得につながり、日本の優良な成長企業に更なる投資を行うことで、結果としてお客様の資産形成に寄与することになります。また、当社グループのブランド価値の向上は、優秀な人材の確保にもつながることから、当社グループが更に成長していくうえで重要な課題であると認識しております。

事業ポートフォリオの拡大

現在当社グループが運用する投資信託は、国内外の株式を中心に一部債券にも投資しております。当社グループの 理念に合致し、投資家の方々にとって魅力的な商品は容易に開発できるものではありませんが、運用する投資信託の 特性が偏ってしまうことは、事業リスクの面から見て当社グループの課題であると考えています。投資文化の浸透を より進めるにあたっても、新商品の開発の可能性を常に考えながら事業に取り組んでいきます。

また、投信投資顧問事業だけでなく、経営理念の実現のため、他の事業領域への事業ポートフォリオ拡大を進めることにも取り組んでいきます。

新技術への対応

資産運用業界では、現在、AIの活用をはじめ、様々な技術革新が起きております。このような事業環境の下で当社 グループが事業を継続的に拡大していくには、技術革新の動向を把握するとともに、新たな技術やサービスの活用の トライアルを行うなど、その活用可能性を積極的に模索していくことが必要であると認識しております。

資金調達手段の拡充

当社は投資信託の直接販売を行っており、直販顧客管理システムの機能の追加や拡充のためのシステム更改費用や、直接販売の投資信託の申し込みの増加に対応するための顧客分別金信託の設定などに資金が必要となります。現在では、手元資金や、取引銀行からの借入にて対応しておりますが、金利上昇など不測の事態に備え、間接金融以外の柔軟な資金調達手段を確保する必要があると認識しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は「資本市場を通じて社会に貢献します」という経営理念に基づき、金融サービスの恩恵を全ての人々が享受できる世の中を目指しております。投資を通じてお客様・社会・企業・パートナー会社様を繋ぐ存在として「ゆたかさ」の循環を起こすことで、企業の成長、地域社会の活性化、投資家の皆様の夢や希望へのサポートに貢献することに取り組んでいます。

当社の運用においてサステナビリティは受託者責任の観点でも非常に重要であると考えているとともに、サステナビリティという非財務情報が企業リスクを下げ長期的な企業価値の向上に貢献するとの考えから、企業との対話等を通じて、企業価値創造に取り組んでおります。また、会社を支える従業員の働きやすさやフラットな組織、多様性を重要視し、環境を整えていくことが会社の成長に繋がると考えており、運用におけるサステナビリティだけではなく、レオス・キャピタルワークスとしてのサステナビリティへの取り組みにも注力しております。

(1)ガバナンス

推進体制としては、ESGステアリング委員会を設置しております。当委員会は、「レオス・キャピタルワークスとしてのサステナビリティに対する取り組み」と「運用におけるESG投資」の両方を統括する機関として位置づけております。当委員会を積極的に前進させ、投資家の立場としてESGに関する情報を発信していくことは非常に重要であると考えていると同時に、当社としてのサステナビリティへの取り組み強化を包括して推進していくことで相乗効果を発揮できるものと考えております。

(2) リスク管理

ESGステアリング委員会規程を定め、2ヶ月に1度ESGステアリング委員会を開催しております。ESGステアリング委員会は、次の事項の全部または一部に関し確認・助言・提案が可能となっておりますが、ESGステアリング委員会で提案した内容は本部長会議等での承認・決議を要する体制となっております。

SDGSに配慮した企業経営・運営方針の整備に関する事項

運用プロセスにおけるESGインテグレーションに関する事項

組織運営におけるESGの組み込みに関する事項

前各号に掲げる事項のほか、当社がSDGsに配慮した業務運営を行なうことその他の目的のために委員長が必要と判断する事項(責任投資原則への対応を含む。)

また、構成員は以下の次に掲げる者と定めており、全社横断的な議論を行なっております。

- (ア)委員長
- (イ)運用本部長
- (ウ)営業本部長
- (エ)管理本部長
- (オ)コンプライアンス本部長
- (力)総合企画本部長
- (キ) ESGに関する知識または経験を有する社外有識者で、委員長が指名する者

(3)戦略

優先的に取り組む社会的課題を13項目選定し、マテリアリティマップを設定しております。お客様、社会、従業員などのステークホルダーのゆたかさを追求するとともに、より良い社内づくりへの貢献、企業価値の向上を目指し設定したものです。さらに、マテリアリティマップのうちステークホルダーおよび私たちの関心度が特に高いと考える6項目については、より注力すべき最重要課題と位置付けました。将来的にKPIを設置し、サステナビリティの推進に取り組むとともに、重要項目の選定についても定期的に見直しを行なってまいります。

< 6 つのマテリアリティ >

コンプライアンスの遵守 ESG投資・エンゲージメント 運用の説明責任(顔が見える運用) 投資啓蒙活動の強化 販売パートナーとの協業深化

投資を促す機能改善・サービス開発



レオス・キャピタルワークスの関心度

(4)人材の育成および社内環境整備に関する方針

今後のさらなる企業成長には運用、営業、管理全ての部門で人材確保が必要であり、また将来を担う幹部候補を若手から育成することが重要であると考えています。ステップアップするために、社員のスキルセットの深度、幅を広げていくことにも注力しております。具体的には、研修のほか、業務に応じた資格の取得を推奨するとともに、一部会社補助を行なっております。また、すべての社員が働きやすくキャリアを継続しやすい環境を整えるため、フレックスタイム制度や育児休暇などを全社員が取得可能となっています。

(5)指標及び目標

マテリアリティマップ

家事・育児・介護の両立を支援する風土の醸成及びポテンシャル採用(新卒・第二新卒)の強化を推進するとともに、キャリア形成を支援するための教育研修を実施して全社員における男女の研修受講比率をそれぞれ50%以上とすることを指標としており、2022年度の研修受講比率の平均実績は、男性44.3%、女性56.3%となっております。そのほか、全社でのコンプライアンス意識を高めるため、月に一度全コンプライアンス研修を実施しております。また、人材育成、社内環境整備を行なうため、エンゲージメント測定ツールを導入し、定期的に数値をモニタリングして極端な数値低下等の発生を捉えるようにしております。なお、管理職に占める女性労働者の割合については、「第1 企業の概況 5従業員の状況」に記載しております。

3【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関連するリスク要因となる可能性があると考えられる主な項目を記載しております。また、必ずしも事業上のリスク要因とは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループのリスク管理体制の整備の状況については、「第4 提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対処に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性が内在 しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1)事業内容の特性に係るリスク

経済やマーケットの動向に係るリスクについて

当社グループの事業領域は、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、また当面は当該セグメントの状態が続くものと考えられます。投信投資顧問事業における営業収益は委託者報酬と投資顧問報酬の2種類の収入によって構成されていますが、これは主として、ファンドの運用資産の残高に一定率を掛け合わせることで算定されること、また、ファンドの運用資産残高は純流入額(設定額から解約額を控除した金額)に加え、ファンドの投資対象資産の時価が変動することにより増減するため、当社グループの営業収益は、日本経済のみならず世界経済や世界的なマーケットの動向に影響を受けます。このような状況に左右されないためにも、当社グループでは、お客様につみたて投資を推奨しており、つみたて投資を継続することで、お客様にとっては相場環境を気にせずに投資を継続することが容易になり、また、当社グループにとっても安定的な運用残高の積み上げが期待できます。しかし、経済情勢の不確実性等によって証券市況が悪化する可能性は低いとは言えず、仮にこのような状況となった場合、当社グループの運用資産残高が減少し、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

ひふみ投信マザーファンドの評価に係るリスク

当社グループは、ひふみ投信マザーファンドをマザーファンドとする、ひふみ投信、ひふみプラス、ひふみ年金という3つの投資信託を運用しており、これらの投資信託が当社グループの運用資産残高に占める割合は、2023年3月末時点で60.4%となっております。近年は、日本を除く世界各国の株式等を主要な投資対象とし、成長性が高いと判断される銘柄を中心に選別して投資する、「ひふみワールド」、「ひふみワールド+(プラス)」、「ひふみワールド年金」や、国内外の株式及び債券を投資対象としたバランスファンド型の公募投資信託「まるごとひふみ」シリーズ、「ひふみらいと」などの新商品の運用を開始して、上記割合は減少傾向にありますが、ひふみ投信マザーファンドに対する評価の変化や顧客の資産運用の趣向の変化等の要因で解約が広がり当社グループの運用資産残高が減少した場合、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

マーケットの流動性に係るリスクについて

当社グループの主力商品である投資信託は、その商品の特性上、顧客はいつでも解約可能であること、顧客に契約の終了又は資金の引出しを禁じるロックアップ期間もないことから、顧客の解約によりファンド規模が縮小する可能性があります。当社グループは、つみたて投資の推進や投資家が投資信託を長期に保有するほど信託報酬が低減する仕組みである「資産形成応援団(信託報酬一部還元方式)」を導入するなど長期投資を奨励する施策を実施しておりますが、一時に多額の解約があった場合には返還のための資金を手当するために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。当社グループは、このような解約に適切に対応するためにも、定期的に運用リスク管理委員会を開催して、信託財産の市場リスクや信用リスクに係る状況のモニタリングを実施し、運用リスクについて適切な管理を行っておりますが、投資信託が保有する銘柄を低い価格で売却せざるをえなくなったり、また、保有数量の一部を売却することで当該銘柄の株価が下がり、残りの保有分の評価額が下がったりすること等により、当該投資信託の基準価額が低下し、その結果として当社グループの運用資産残高が減少した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

顧客の動向に係るリスクについて

当社グループは、独立系の投資運用会社として主に国内に顧客ネットワークを独自に構築しておりますが、競合他社が顧客に対して対面販売も行う事のできる金融機関の系列に属することで強力な販売チャネルを活用できるのに比べると、当社グループの顧客基盤は必ずしも十分ではありません。投資信託委託業務においては、直接販売によるお客様の獲得に加え、間接販売ではネット証券や地方銀行などの販売会社とのネットワークを築いて参りましたが、投資顧問業務については、密接な関係を築けている少数の顧客に依存している状況となっています。さらに、間接販売顧客に対しては、主に販売会社を介しての間接的な販売となることから、直接販売のお客様と比べ、長期投資を奨励する当社グループの方針が浸透しない可能性があります。

今後も国内外ともに販売力の拡大に努めて参りますが、販売会社の販売方針の変更による当社グループの運用資産 残高の減少や委託者報酬及び投資顧問報酬の条件変更等の結果次第では、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能 性があります。

未上場株式等への投資に係るリスクについて

当社グループは、投資信託を通じて、主に国内外の上場株式及び債券に投資をしておりますが、一部VCファンドを通じて、未上場株式等への投資も行っております。未上場企業は、一般に収益基盤や財務基盤が不安定で、売上がない又は僅少である場合が多く、景気や市場動向、競争状況等の影響を受けやすいため、事業の不確実性が高いといった特徴があります。当社グループにおいて、未上場株式等へ投資を実施する際は、投資委員会を開催し、社内で慎重に検討をした上で投資を実行しておりますが、投資先企業の事業が当初の計画通りに進捗せず、財務状況が悪化した場合、投資資金が全く回収できないリスクがあります。さらに、投資先企業の株式上場やM&A等による出口が保証されているものではなく、株式上場やM&A等があった場合であっても、その株式等を、投資コストを上回って売却できないリスクがあります。加えて、未上場株式等は、上場株式等に比べ、発行体情報の正確性が保証されておらず、流動性が著しく劣る等の性質があるため、未上場段階で売却を行う場合には、その価格が想定を大きく下回るリスクがあります。未上場株式等への投資について、これらのリスクが顕在化した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境に係るリスク(経営環境)

他社との競合に係るリスクについて

今後、国内外の大手金融機関が投資運用業に積極的に経営資源を投入した場合や、業界内プレーヤーの統廃合等により、競合他社の規模が拡大した場合は、競争環境が変化する可能性があります。また、当社グループの事業である投信投資顧問事業は金融業界の他業種と比較すると参入障壁が比較的低く、常に新規参入者と競合する可能性があります。このような競争環境の変化に当社グループが柔軟に対応できなかった場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、このような競争環境の変化が、委託者報酬及び投資顧問報酬の過当引下競争をもたらしたり、新規参入者又は既存の競合他社によるファンドマネージャーやその他の従業員の引き抜き競争をもたらしたりする可能性があります。そのような事態が発生した場合には、運用成績や運用資産残高の減少等の悪影響を及ぼす可能性があり、その結果として当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

法的規制及び企業会計基準の変更等に係るリスクについて

当社グループは、投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を以下のとおり行っていることから、「金融商品取引法」、「投資信託及び投資法人に関する法律」を中心として、当社グループ事業に関連する各種法令に基づく規制を受けており、これらは主要な事業活動の前提に該当しております。

| 取得年月日 | 2007年 9 月30日 | 2007年 9 月30日 | 2007年 9 月30日 |
|------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 許認可等の名称 | (関東財務局長(金商)第 | 投資運用業 (関東財務局長(金商)第 1151号) | 投資助言・代理業 (関東財務局長(金商)第 1151号) |
| 所管官庁等 | 金融庁 | 金融庁 | 金融庁 |
| 許認可等の内容 | 委託者指図型投資信託の受 益権に係る受益証券の募集 又は私募等 | 投資信託委託業、投資一任 契約に係る業務 | 投資助言業務を行うこと |
| 有効期限 | - | - | - |
| 法令違反の要件 及び主な許認可等の取 消事由 | 金融商品取引法 第52条、第54条 | 金融商品取引法 第52条、第54条 | 金融商品取引法 第52条、第54条 |

また、自主規制としては、一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の規則等の規制を受けております。

当社グループは、コンプライアンス部門を充実させるなど、これらの法令や諸規制を遵守するための対策を講じており、また、法令や諸規則への違反が発覚した場合には、法令等にしたがって、遅滞なく当局等への届出等を行い、その改善策を速やかに講じていることから、主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因は発生しておりません。

しかしながら、仮にこれらの法令や諸規制への抵触を完全に防ぐことができず、法令違反等が発生した場合には、 罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等に係る命令、又は営業登録の取消しなどの処分を受ける可能性があ ります。また、これらの法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる場合において、通常業務への制 限、コストの増加等の悪影響が考えられ、その結果として当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があるととも

有価証券報告書

に、法解釈等の違いにより、監督当局からの行政指導・処分を受けるなどした場合には、運用資産残高の減少等の悪 影響が発生し、当社グループの業績や財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、国内外投資有価証券に投資を行っているため、売買益に関する税率が変更される等の税制の変更や解釈の変更による影響が生じた場合には、顧客の投資マインドへの悪影響を生じ、解約又は新規流入の減少により運用資産残高の減少をもたらす等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、今後、新たな会計基準の適用や従来の会計基準の変更が行われた場合、当社グループの業績や財務状態に 悪影響を及ぼす可能性があります。

為替相場の変動に係るリスクについて

当社グループの財務諸表は円建てで表示されているため、外国為替相場の変動は、外貨建て資産及び負債の円換算額に影響を及ぼします。当社グループの営業収益の大部分は円建てですが、一部の投資一任契約の報酬額算定において外貨建てを採用しており、外国為替相場の変動により、これらを円換算する際に、為替差損が生じる可能性があります。また、今後、海外顧客との契約の増加等で外貨建て取引が増加した場合、為替相場の変動に係るリスクが増大する可能性があります。

(3) 当社グループの事業体制に係るリスク(内部環境)

人材の確保に係るリスクについて

当社グループは、ファンドマネージャーやアナリストをはじめとする高い専門性と豊富な経験を有する人材により成り立っており、今後の事業展開においても優秀な人材を採用・育成し、成長への基盤を確固たるものとする方針であります。しかし、人材採用・育成が計画どおりに実現できなかった場合や、優秀な人材が社外に流出した場合には、当社グループの業績及び事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

人材採用・育成が順調に行われた場合でも、採用・育成関連費用や人件費等が増加することが考えられ、当該コスト増に見合う収益の増加がない場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

小規模体制に係るリスクについて

当社グループは小規模組織であり、ガバナンス体制や内部管理体制は当社グループの現在の規模に応じたものとなっています。今後の事業拡大に向けた人材採用・育成や組織体制の強化を図る所存でありますが、計画どおりに進まない場合には、当社グループの業績及び事業展開へ悪影響を及ぼす可能性があります。

役職員による過誤及び不祥事並びに情報漏えいに係るリスクについて

当社グループは、アクセス権限の適切な設計や情報管理状況に関する自主点検などの社内業務手続の確立を通して 役職員による過誤の未然防止策を講じております。また、社内規程やコンプライアンス研修の実施により役職員が徹底して法令を遵守するよう指導に努めております。しかしながら、人為的なミスを完全に排除することはできず、また、役職員個人が詐欺、機密情報の濫用、その他の不祥事に関与し、法令に違反する可能性を否定することはできません。内部者又は不正なアクセスにより外部者が、顧客又は当社グループの機密情報を漏えいしたり悪用したりするリスクも完全に排除することはできません。

このような役職員等による過誤や不祥事等、又は情報の漏えいや悪用が発生した場合、当社グループが第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、監督当局から行政処分を受け、顧客やマーケットの信頼を失うこと等により運用資産残高の減少等の悪影響が発生し、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理に係るリスクについて

当社グループでは、事業活動を通じて取得した個人情報及び当社グループの役職員に関する個人情報を保有しております。当社グループでは、個人情報の取扱いについては「個人情報保護規程」、「特定個人情報等保護取扱規程」を策定の上、自主点検による運用状況の確認や全社員向けに定期的に研修を実施して、細心の注意を払っております。しかしながら、万一、当社グループの保有する個人情報が外部に漏えいした場合又は不正使用された場合には、当社グループが第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、監督当局から行政処分を受け、顧客やマーケットの信頼を失うこと等により運用資産残高の減少等の悪影響が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等の可能性に係るリスクについて

当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は本書提出日現在存在せず、重大な影響を及ぼすような訴訟に発展する可能性のある紛争も本書提出日現在存在しません。

但し、関連法規や各種契約などに違反し、顧客に損失が発生した場合又は取引先や提携先、その他第三者との間で 予期せぬトラブル等が発生した場合等には訴訟を提起される可能性があります。このような訴訟が提訴された場合、 訴訟の内容及び結果によっては当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

資金繰りに係るリスクについて

当社グループは、直接販売している投資信託の買付代金の預かり分について、当社グループが廃業等した場合に顧客に返還しなければならない額に相当する金銭を顧客分別金信託として信託会社等に信託することが法令で義務付けられております。顧客分別金信託として拠出すべき金額には、集金代行業者に滞留している投資信託の買付代金相当額も含まれているとされていることなどから、かかる金銭を当社グループが一時的に拠出する必要があることが、当社グループの資金繰りに悪影響を及ぼす可能性があります。

また、顧客分別金信託として拠出すべき金銭が急増するなどして当社グループから一時的に拠出ができなくなった場合には、法令に違反することとなり、監督当局からの行政指導・処分を受け、また、顧客やマーケットの信頼を失い、運用資産残高の減少等の悪影響が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4)システムに係るリスク

システムへの依存に係るリスクについて

当社グループは、投信投資顧問事業に係る顧客管理及び運用業務等の業務を特定の会社が提供するコンピューターシステムの安定運用に依拠して管理・運用しております。現在、当該システムの利用の継続が困難となるような事情は発生しておりませんが、当該システムの利用に支障が生じた場合には、当社グループの業務に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは一部のコンピューターシステムについて内製化しておりますが、当該システムの移行に伴い当該システムの利用に支障が生じた場合には、当社グループの業務に悪影響を及ぼす可能性があります。

システム障害に係るリスクについて

当社グループでは、「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティ管理体制に関する方針や情報セキュリティの管理方針、情報セキュリティリスクの統制に係る方針を定め、重要な情報資産をさまざまな脅威から保護し、情報資産に係る各種リスクをコントロールするよう努めております。また、想定しえないシステム障害に備え、基幹システムの堅牢化や二重化、各種機器の稼働状況監視、追跡可能なログ管理、データバックなどの対応を行っております。しかし、事故・災害等の自然災害や外部からのサイバー攻撃、その他の不正アクセスにより想定以上のシステム障害が発生した場合には、当社グループの業務に悪影響を及ぼす可能性があります。

このようなシステム障害が発生した場合、当社グループが第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、 監督当局から行政処分を受け、顧客やマーケットの信頼を失うこと等により運用資産残高の減少等の悪影響が発生 し、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

親会社等との関係について

当社グループの親会社であるSBIホールディングス株式会社及びそのグループ会社は、証券・銀行・保険分野のグループ会社で構成される「金融サービス事業」、資産運用に関連するサービスを提供する「資産運用事業」、ベンチャーキャピタル、レバレッジド・バイアウト、事業承継などの各種ファンドの運営を行う「投資事業」、暗号資産マーケットメイカーや、暗号資産(仮想通貨)の交換・取引サービス、システムを提供する「暗号資産事業」、バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業、Web3関連、アフリカ等の海外新市場に関する事業を行う「非金融事業」の5事業セグメント体制で事業を展開しています。

当社グループの主要業務である投信投資顧問事業は、親会社グループの一部の企業と事業領域が類似しておりますが、投資スタイルや主たる販売先などは異なっております。但し、親会社グループが当社グループと同様の事業領域の企業を新たに買収する可能性があります。

当社グループとSBIグループ各社との取引関係は以下のとおりとなっております。

(ア)取引関係

| | ימונאווכא | | | | | |
|-------------------------|---|-------|--------------|--------|-----------------|-------------------------------|
| | | | | | | |
| W- | A 31 AF - A-11 - 11 - A | | (自 2022年 | 4月1日 | | 具体的な取引条 |
| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | | 至 2023年 | 3月31日) | | 件及びその決定 方法 |
| | | 取引の内容 | 取引金額 (単位:千円) | 科目 | 期末残高 (単位:千円) | 7,174 |
| 同一の 親会社 | 株式会社SBI証券 | 代行手数料 | 652,721 | 未払費用 | 309,932 | 商品性等を勘案 し総合的に決定 しております。 |
| を持つ会社 | 17.17.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12. | 出向料 | 5,900 | - | - | 双方協議の上、 取引条件を決定 しております。 |
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 株式会社SBIネオト レード証券 | 代行手数料 | 8,923 | 未払費用 | 3,017 | 商品性等を勘案 し総合的に決定 しております。 |

(イ)人的関係

SBIホールディングス株式会社 取締役副社長 朝倉 智也氏が当社取締役に就任しております。

(ウ)資本関係

本書提出日現在において、SBIホールディングス株式会社がそのグループ会社を通じて当社の議決権の48.9%を保有しております。当社株式上場の際、当社株式の募集又は売出しにより同社が保有する議決権比率が過半数を下回りましたが、上場後に想定される当社の株主構成に鑑みると、議決権比率の観点から同社が当社に対し事実上の支配を有しているといえるため、同社は継続して当社の親会社となっており、上場後も引き続き、株主総会の承認を必要とする事項に関し、同社が影響を及ぼしうる可能性があります。ただし、当社の役員には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する独立社外取締役3名及び独立社外監査役4名(内1名は2023年6月30日に退任予定)が就任しており、取締役会における審議に当たっては、より多様な意見が反映され得る状況にあり、当社の親会社グループからの独立性について確保されていると認識しております。なお、事前承認事項等はありません。

親会社であるSBIホールディングス株式会社及びそのグループ会社を含めた関連当事者との取引については、一般株主との間に利益相反リスクが存在しますが、当社グループでは、関連当事者との取引は原則行わないこととし、取引を行うこと自体に合理性(事業上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行っており、一般株主の利益に十分配慮した対応を実施しております。

既存株主の株式売却の可能性について

当社グループの既存株主は、当社株式について長期保有を目的として取得しておりますが、当社グループの業容の変化や市場環境による影響等により当社株式売却等を行った場合には、当社グループの資本構成等に影響を及ぼす可能性があります。

ストック・オプション制度に係る希薄化について

当社グループは、従業員がオーナーシップ意識を持って業務を遂行するインセンティブとなるよう、ストック・オプション制度を採用しており、従業員に新株予約権を付与しております。本書提出日現在、発行された新株予約権の目的となる株式の数は863,000株であり、同日現在の発行済株式総数12,374,300株に対して、6.97%に相当しています。新株予約権を付与された従業員がこれを行使し、当社が新株を発行した場合には、1株当たり利益が希薄化することになります。

当社株式の流動性について

当社は、2023年4月に東京証券取引所グロース市場に上場しましたが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式 比率は新規上場時において26.01%となる見込みです。今後は、大株主からの売出し協力、当社の事業計画に沿った 成長資金の公募増資による調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加など、これらを組み合わせ て、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、 当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性が あります。

特定人物への依存に係るリスクについて

当社グループの創業者であり、代表取締役会長兼社長である藤野英人は、最高経営責任者として当社グループの経営方針の決定において重要な役割を果たしていることに加え、最高投資責任者及びファンドマネージャー(2022年12月にひふみ投信マザーファンドの運用責任者に復帰しておりますが、いずれ運用責任者を引き継ぐための過渡的なものです。)として当社グループの投資戦略の決定において重要な役割を果たしております。また、当社グループの創

有価証券報告書

業者であり、代表取締役副社長である湯浅光裕は、ファンドマネージャーとして当社グループの投資戦略の决定において重要な役割を果たしています。

当社グループは特定人物へ過度に依存することなく、より組織的な経営体制を目指し、人材採用・育成に力を入れ、経営リスクの軽減を図る所存でありますが、何らかの事情により藤野英人が当社グループの代表者として通常の職務を遂行できなくなる場合や、何らかの事情により藤野英人・湯浅光裕が最高投資責任者やファンドマネージャーとして通常の職務を遂行できなくなる場合には、当社グループの業績及び事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社グループは、本書提出日現在、主として、投信投資顧問事業を行っているほか、100%子会社であるレオス・キャピタルパートナーズ株式会社がベンチャーキャピタル事業を行っております。これら以外には、本書提出日現在において、具体的な計画はありませんが、将来において、広範囲なシナジーと将来の成長を目的として、投信投資顧問事業における新商品の提供のほか、他の事業領域への事業ポートフォリオ拡大を進める可能性があります。

しかしながら、拡大先の事業領域において、必要な情報、経営資源、顧客関係、事業の専門知識、ブランド認知度が常に適時に確保できるとは限りません。拡大先の事業領域における事業発展には、従前とは異なった経験や知見を有する人材やリソースの確保が必要であり、事業展開に想定以上の時間を要したり、初期投資の負担が収益性を毀損したりする可能性があります。その他、これらの事業領域では、個々の案件を推進した当社グループが第三者に生じた損害に対して賠償責任が生じ得る等の独自のリスクもあり、かかるリスクは可能な限り保険又は契約等により回避を図るものの、リスク回避の手法、法的規制に対する十分な理解や内部管理体制の構築、そのための人材の充実が求められます。また万一、監督当局から行政処分を受けるなどした場合には、顧客やマーケットの信頼を失うこと等により運用資産残高の減少等の悪影響が発生し、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。また、当社グループは、投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は8,704百万円となり、前連結会計年度末に比べ146百万円増加いたしました。うち、流動資産は352百万円増加し、7,737百万円となりました。これは主に現金及び預金が未収委託者報酬及び未収投資顧問報酬の回収等により266百万円、営業投資有価証券が新規取得により217百万円増加した一方、回収により未収委託者報酬が107百万円、前払費用が32百万円減少したことによるものであります。固定資産は967百万円となり、前連結会計年度末に比べ205百万円減少いたしました。これは主として減価償却により有形固定資産が173百万円、主として繰延税金資産の減少により投資その他の資産が37百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は2,610百万円となり、前連結会計年度末に比べ851百万円減少いたしました。うち、流動負債が857百万円減少し、2,432百万円となりました。これは主に前連結会計年度末計上の広告宣伝費の支払いにより未払金が303百万円、募集等受入金の減少等により預り金が188百万円、法人税等の納付により未払法人税等が361百万円減少したことによるものであります。固定負債は177百万円となり、前連結会計年度末に比べ5百万円増加いたしました。これは主に退職給付に係る負債の計上により5百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は6,094百万円となり、前連結会計年度末に比べ998百万円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益による利益剰余金1,087百万円の計上、非支配株主持分の増加300百万円、利益剰余金の配当による減少396百万円によるものであります。

経営成績の状況

2022年度の日経平均株価は上値の重い展開で始まりました。欧米を中心にインフレが後退する兆しは見られず 金利は一段と上昇し、欧米中銀がタカ派姿勢を強める一方で日銀は金融緩和姿勢を継続したため、中銀政策の違 いから為替市場では急速に円安進行しました。日銀のハト派姿勢や円安基調がポジティブ視された影響で日本株 は欧米株に対してはアウトパフォームする局面が目立ちましたが、株式市場自体はインフレ高進を背景に冴えな い展開が続きました。6月に入ると、欧米マクロ指標やインフレ指標の下振れが目立ち始めたほか、景気減速懸 念から原油も軟調となってインフレのピークアウト期待が高まり金利高が一服したことで、株式市場は反発し、 日経平均株価は8月半ばに1月以来となる29,000円を回復しました。しかし、再び欧米のインフレ指標が強い結 果となり金利はすぐに反発し、株安の展開に戻りました。世界的な金利上昇と共に為替市場ではドル買いが進行 したことから、9月に財務省は円買い介入を行いましたが効果は限定的で、10月に米ドル/円は152円と24年ぶり の水準まで円安進行しました。英国の大幅減税発表による財政不安も加わって欧州でも金利が急騰、株売りは10 月頭まで続き、米国の主要株価指数は年初来安値を更新していきました。その後、英国が減税計画を撤回したこ とに加え、FRBメンバーからはハト派コメントも出始めて金利がようやく上げ止まり、株売りは一服しました。 そして、11月半ばに発表された米国CPIは予想以上に鈍化してインフレのピークアウト期待が再燃したことで株 式市場は底堅い動きを見せます。しかし11月後半に入ると、米国の冴えないマクロ指標が相次いだことや、中国 でのコロナ感染拡大を背景にした景気減速懸念が株式市場の重石となりました。更には、12月20日に行われた日 銀の金融政策決定会合では、長期金利の変動許容幅を従来の±0.25%から±0.5%に変更と実質的な利上げを決 定したことで、円高と共に日本株は売り込まれ、年が明けた1月4日には終値ベースでの年度来安値を更新しま した。それでもその後は欧米を中心としたインフレのピークアウト期待や景気の急速な落ち込み回避の期待、中 国コロナ懸念の後退などを背景に世界的に株高基調となりました。日銀の政策修正懸念も徐々に落ち着き、3月 に入ると日経平均株価は8月以来の高値水準を回復しましたが、米国中堅銀行のシリコンバレー銀行発の信用不 安を背景に株買いの流れは続かず、年度末の日経平均株価は28,041.48円と前年度比+0.8%の小幅高となりまし た。一年を通すと概ね3.000円の狭いレンジ内での動意に欠ける展開に終始し、実に2年以上に渡って小動き商 状が続いています。

日経平均株価に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。

一方で、投資信託協会が公表する「投資信託概況」によれば、株式投信の当連結会計年度末の純資産総額は、 前連結会計年度末から2.2%増の152兆2,321億円、株式投信(除ETF)の当連結会計年度末の純資産総額は、 前連結会計年度末から2.1%増の88兆9,358億円となりました。

このような市場環境において、当社の運用戦略である「守りながらふやす運用」を心がけつつ、オンライン・対面を問わず、様々なセミナーを中心に数多くのお客様とのリレーションを深めていったことや、2021年1月に開設したYouTubeチャンネル『お金のまなびば!』でお金や投資について幅広く発信し、チャンネル登録者数を2023年3月末時点で21.5万人まで伸ばす等、幅広い層への「ひふみ」ブランドの認知度向上を目指して積極的に広告宣伝投資を行いましたが、投資マインドの冷え込みにより新規顧客の獲得に苦戦したため、直接販売する「ひふみ投信」、「ひふみワールド」及び「ひふみらいと」のいずれかを保有する顧客数は当連結会計年度末には62,402名となり、前連結会計年度末の63,777名から1,375名の減少となりました。

また、引き続き、当社の経営理念と運用哲学に共感していただける販売パートナー開拓を継続し、「ひふみプラス」及び「ひふみワールド+(プラス)」に加え、2021年3月から運用を開始した「まるごとひふみ」(まるごとひふみ15、まるごとひふみ50、まるごとひふみ100の総称。以下同じ)の販売網拡大に努め、間接販売である「ひふみ」シリーズの当連結会計年度末の取扱い社数は延べ257社(「まるごとひふみ」についてはいずれかを取り扱う販売パートナーを1社と数えています)となりました。

この結果、当連結会計年度の投資信託の純流入額(設定額から解約額を控除した金額)は304億円となって当連結会計年度末における運用資産残高は、前連結会計年度末から3.3%増の1兆1,443億円となり、営業収益は前期比1.9%増の9,660百万円となりました。

営業費用及び一般管理費は、新たな人員の採用による人件費の増加や『お金のまなびば!』などの動画制作による減価償却費の増加等により前期比6.9%増の8,049百万円となり、営業利益は前期比17.5%減の1,610百万円、為替差益などの営業外収益の計上により経常利益は前期比17.4%減の1,625百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比16.6%減の1,087百万円となりました。なお、当社は、投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出等の要因により一部相殺されたものの、税金等調整前当期純利益が1,625百万円計上されたこと等により、前連結会計年度末に比べ266百万円増加し当連結会計年度末には2,105百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は912百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が1,625百万円、減価償却費が552百万円及び未収委託者報酬の減少107百万円、営業投資有価証券の増加218百万円、預り金の減少188百万円、法人税等の支払額886百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は578百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出452百万円、無形固定資産の取得による支出127百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は66百万円となりました。これは主に、非支配株主からの払込330百万円による収入及び配当金の支払い396百万円によるものであります。

営業の実績

(ア)営業収益の実績

当社グループは投信投資顧問事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の営業収益の実績は次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日) | | | |
|----------|--|----------|--|--|
| | 金額 (千円) | 前年同期比(%) | | |
| 投信投資顧問事業 | 9,660,236 | | | |

(イ)運用資産残高の実績

当社グループは、主として、投信投資顧問事業を行っており、営業収益は、投資信託の運用から得られる委託者報酬と投資一任契約等による投資顧問報酬の2種類の収入によって構成されています。委託者報酬及び投資顧問報酬は、運用資産の残高に一定率を掛け合わせることで算定されます。投資顧問業務の一部では、運用成績に応じて発生する成功報酬がありますが、成功報酬が発生する運用資産残高は、当社グループの運用資産残高のごく一部です。

したがって、当社グループにとって最も重要な経営指標は、収益の源泉である運用資産残高となります。当社グループの2019年3月末以降の投資信託委託業務及び投資顧問業務における運用資産残高実績は次のとおりであります。なお、日本円建て以外の運用資産残高を日本円に換算する際には、それぞれの時点における月末為替レートを用いております。

(単位:億円)

| | 2019年3月末 | 2020年3月末 | 2021年3月末 | 2022年3月末 | 2023年3月末 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 公募投資信託 | 1 207 | 1 102 | 1 762 | 1 061 | 1 005 |
| (直接販売) | 1,307 | 1,193 | 1,763 | 1,864 | 1,885 |
| 公募投資信託 | 6 256 | F 274 | 6 600 | 9 160 | 0 444 |
| (間接販売) | 6,256 | 5,371 | 6,699 | 8,169 | 8,414 |
| 私募投資信託 | 82 | 51 | 66 | 52 | 15 |
| 投資信託合計 | 7,646 | 6,616 | 8,529 | 10,086 | 10,315 |
| 投資顧問合計 | 1,070 | 855 | 1,079 | 993 | 1,127 |
| 全社合計 | 8,716 | 7,471 | 9,608 | 11,079 | 11,443 |

(注) 当該数値は、東陽監査法人による監査を受けておりません。

2023年3月末の運用資産残高の状況については、マーケット環境が芳しくない中、全体で1,882億円の設定額となり、純流入額は392億円と堅調に推移しましたが、通期で基準価額が伸び悩んだため、投資信託委託業務及び投資顧問業務における運用資産残高は前連結会計年度末比3.3%増の1兆1,443億円の着地となりました。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであり、翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は、翌連結会計年度以降においても同様に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績等の分析

(営業収益)

有価証券報告書

2023年3月末における運用資産残高は2022年3月末から3.3%増の1兆1,443億円となり、営業収益は9,660百万円となりました。

(営業費用及び一般管理費、営業利益)

営業費用及び一般管理費については、委託者報酬の増加に伴う支払手数料の増加や新たな人材の採用による人件費の増加によって8,049百万円となり、営業利益は1,610百万円となりました。

(営業外損益、経常利益)

為替差益などの営業外収益の計上により経常利益は1,625百万円となりました。

(特別損益、法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純利益)

特別損益の計上はなく、賃上げ促進税制による税額控除の適用によって法人税等合計は560百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,087百万円となりました。

財政状態の分析及びキャッシュ・フローの状況の分析

財政状態の分析及びキャッシュ・フローの状況の分析については、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況及び キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりです。

当社グループの主な資金需要は、事業活動の維持拡大に必要な事業資金及び設備投資資金、顧客分別金信託の追加設定に必要な資金であります。主な設備投資については、「第3設備の状況 1設備投資等の概要」に記載のとおりです。必要な資金については、原則自己資金を基本方針としておりますが、顧客分別金信託の追加設定に必要な資金が生じた場合には金融機関からの短期借入で賄います。

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析について 当社グループの経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、「(1)経営成績等の状況の概要 営業の実績 (イ)運用資産残高の実績」に記載のとおり、運用資産残高であります。運用資産残高の概要・ 分析については、当該項目をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、より幅広いサービスを顧客に提供するため、既存取引システムの増強及び新サービスを提供するためのソフトウエア開発に164百万円、また新規口座開設を促すことを目的にWEB動画の作成に230百万円の投資を実施いたしました。

なお、当社グループは投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。 また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社グループは投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2023年3月31日現在

| | | 帳簿価額 | | | | | |
|---------------------------------|---------------|------------|--------------------|----------------|---------------|------------|-------------|
| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 建物 (千円) | 器具及び 備品 (千円) | ソフトウエア (千円) | その他 (千円) | 合計 (千円) | 従業員数 (人) |
| 本社 (東京都千代田区) | 本社設備等 | 81,558 | 140,029 | 344,743 | 30,299 | 596,629 | 116 |
| ニューヨーク駐在員事 務所 (米国ニューヨーク州) | 駐在員事務 所設備等 | 6,030 | 10,617 | 1 | 1 | 16,648 | - |

- (注)1.帳簿価額のうち「その他」はソフトウエア仮勘定であります。
 - 2. 主な賃借設備は、以下のとおりであります。

本社事務所:年間賃借料 149,118千円

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。なお、当社グループは投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

| 会社名 | 設備の内 | 投資予定金額 | | 次会知法式法 | 着手及び完了予定年月 | | 完成後の | |
|----------------------|----------------------------------|------------------------------|------------|--------------|----------------|--------|---------|------|
| 事業所名 | 所在地 | 容 | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | 資金調達方法 | 着手 | 完了 | 増加能力 |
| レオス・ キャピタル | キャピタル _{東京都工} (新NISA | システム | 250,000 | 987 | 増資資金 | 2023.1 | 2023.12 | (注) |
| フークス株 式会社 (本社) | 代田区 | 投信直販 システム (アプリ 開発等) | 250,000 | 1 | 増資資金及び 自己資金 | 2024.4 | 2024.12 | (注) |

(注)完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数 (株) | |
|------|--------------|--|
| 普通株式 | 48,000,000 | |
| 計 | 48,000,000 | |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (2023年3月31日) | 提出日現在発行数(株) (2023年 6 月28日) | 上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 12,016,600 | 12,374,300 | 東京証券取引所グロース市場 | 完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 12,016,600 | 12,374,300 | - | - |

- (注)1.当社株式は2023年4月25日付で、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。
 - 2.2023年4月24日を払込期日とする公募による新株式発行による増資により、発行済株式数は357,700株増加し、12,374,300株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権(2015年9月29日臨時株主総会に基づく2015年11月18日取締役会決議)

| 決議年月日 | 2015年11月18日 |
|--|------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 18(注)1. |
| 新株予約権の数(個) | 5,282(注)2. |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 528,200 (注) 2. |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 32(注)3. |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2017年10月1日 至 2025年8月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 32 資本組入額 16 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当 社取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5. |

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員14名となっております。
 - 2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

+/=÷T+++1++=

有価証券報告書

3. (1)本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日 以降、これを適用する。

当社が時価(下記(2) に規定される時価をいう。以下同じ。)を下回る価額(無償割当ての場合を含む。)で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに行う場合を除く。)

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の 最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社の普通株式の株主(以下、「普通株主」とい う。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用す る。

当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記に規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (2) 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前に おいては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株 式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先 立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の当該金融商品取引所における当社 の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出 し、小数第2位を切り捨てる。)を適用する。
- (3)上記(1) ないし のほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。
- 4. (1)本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、 監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとす る。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退 職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権の割当を 受けた者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内(但し、権利行使期間内に限る。)又は権 利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。
 - (2) その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

- 5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社(以下、これらを総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (2)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後付与株式数」という。)とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数 を乗じた額とする。
 - (4)新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予 約権の行使可能期間の満了日までとする。
 - (5)新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の 定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の 端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度 額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (6)新株予約権の行使の条件ならびに新株予約権の取得事由及び取得の条件 本新株予約権の行使の条件ならびに本新株予約権の取得事由及び取得の条件に準じて決定する。
 - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

第5回新株予約権(2017年6月29日定時株主総会に基づく2017年7月19日取締役会決議)

| 55日初怀了常馆(2017年6月25日是时怀上秘公已至少、2017年7月15日联制及公从俄) | | | |
|--|------------------------------------|--|--|
| 決議年月日 | 2017年7月19日 | | |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 3 (注) 1. | | |
| 新株予約権の数(個) | 103(注) 2. | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 10,300(注)2. | | |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 77 (注) 3. | | |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2019年7月1日 至 2027年5月31日 | | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 77 資本組入額 39 | | |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4. | | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、 当社取締役会の承認を要する。 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5. | | |

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名となっております。
 - 2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である 株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株 予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り 捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. (1)本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日 以降、これを適用する。

当社が時価(下記(2) に規定される時価をいう。以下同じ。)を下回る価額(無償割当ての場合を含む。)で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに行う場合を除く。)

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の 最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社の普通株式の株主(以下、「普通株主」とい う。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用す る。

当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記に規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また、

無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (2) 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前に おいては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株 式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先 立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の当該金融商品取引所における当社 の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出 し、小数第2位を切り捨てる。)を適用する。
- (3)上記(1) ないし のほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を 行うものとする。
- 4. (1)本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、 監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとす る。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退 職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権の割当を 受けた者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内(但し、権利行使期間内に限る。)又は権 利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。
 - (2) その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。
- 5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社(以下、これらを総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (2)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後付与株式数」という。)とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数 を乗じた額とする。
 - (4)新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予 約権の行使可能期間の満了日までとする。
 - (5)新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の 定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の 端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度 額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (6)新株予約権の行使の条件ならびに新株予約権の取得事由及び取得の条件 本新株予約権の行使の条件ならびに本新株予約権の取得事由及び取得の条件に準じて決定する。
 - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

有価証券報告書

第6回新株予約権(2021年12月15日臨時株主総会に基づく2022年1月19日取締役会決議)

| 7.50日 (17.50日 | 1 |
|---|---|
| 決議年月日 | 2022年 1 月19日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 82(注)1. |
| 新株予約権の数(個) | 3,345(注)2. |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 334,500 (注) 2. |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,365(注)3. |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2024年1月20日 至 2031年12月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,365 資本組入額 683 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当 社取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5. |

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員81名となっております。
 - 2. 当社が当社普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 ×無償割当て・分割・併合の比率

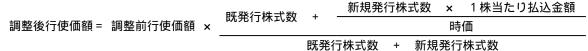
また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. (1)本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日 以降、これを適用する。

当社が時価(下記(2) に規定される時価をいう。以下同じ。)を下回る価額(無償割当ての場合を含む。)で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに行う場合を除く。)



上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の 最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社の普通株式の株主(以下、「普通株主」とい う。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用す る

当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、

又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記 に規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (2) 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前に おいては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株 式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先 立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の当該金融商品取引所における当社 の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出 し、小数第2位を切り捨てる。)を適用する。
- (3)上記(1) ないし のほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を 行うものとする。
- 4. (1)本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権の割当を受けた者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内(但し、権利行使期間内に限る。)又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。
 - (2) その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。
- 5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社(以下、これらを総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1)交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

- (2)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後付 与株式数」という。)とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満た ない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数 を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予 約権の行使可能期間の満了日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の 定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の 端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度 額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7)新株予約権の行使の条件ならびに新株予約権の取得事由及び取得の条件 本新株予約権の行使の条件ならびに本新株予約権の取得事由及び取得の条件に準じて決定する。
- (8)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2018年8月29日 (注)1 | 11,896,434 | 12,016,600 | - | 100,000 | - | 100,000 |

- (注) 1.2018年8月10日開催の取締役会決議に基づき、2018年8月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を 行っております。
 - 2.決算日後、2023年4月25日付で当社は東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。これに伴い実施した2023年4月24日を払込期日とする公募による新株式357,700株(発行価格1,300円、引受価額1,196円、資本組入額598円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ213,904千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2023年3月31日現在

| 2020 373 | | | | | | | 730.00 | | |
|---------------------|------------|--------------------|------|-----------------------|----|-------|--------|-----------|---|
| | | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | 単元未満 | |
| | 政府及び 会融商品 | 金融商品 | その他の | 外国法人等 | | 個しるの性 | ±1 | 株式の状 況 | |
| | 地方公共 団体 | 金融機関 | | 情報 法人 個人以外 個人 個人その他 計 | āΤ | (株) | | | |
| 株主数 (人) | - | 1 | - | 3 | - | - | 7 | 11 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 10 | - | 93,922 | - | - | 26,234 | 120,166 | - |
| 所有株式数 の割合 (%) | - | 0.01 | - | 78.16 | - | - | 21.83 | 100 | - |

(6)【大株主の状況】

2023年 3 月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|---------------------------|--------------------------|--------------|---|
| SBIファイナンシャルサービシー ズ株式会社 | 東京都港区六本木1丁目6番1号 | 6,161,700 | 51.28 |
| 株式会社ISホールディングス | 東京都千代田区丸の内1丁目11番1号 | 3,051,000 | 25.39 |
| 遠藤昭二 | - 千葉県千葉市稲毛区 | 1,427,300 | 11.88 |
| 藤野英人 | 神奈川県逗子市 | 540,000 | 4.49 |
| 湯淺光裕 | 東京都中野区 | 420,500 | 3.50 |
| 遠藤美樹 | 東京都港区 | 180,000 | 1.50 |
| 株式会社3A | 千葉県千葉市稲毛区稲毛東1丁目18- 17 | 179,500 | 1.49 |
| 岩田次郎 | 神奈川県藤沢市 | 54,000 | 0.45 |
| 上神田恵子 | 東京都台東区 | 1,500 | 0.01 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 | 1,000 | 0.01 |
| 計 | - | 12,016,500 | 100.00 |

(注) 1.2023年4月25日付東京証券取引所グロース市場への上場に際して、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社は111,800株、株式会社ISホールディングスは2,747,900株の当社株式の売出しを実施しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年 3 月31日現在

| | , | | |
|----------------|-----------------|----------|--|
| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | 1 | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 12,016,600 | 120,166 | 権利内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式でありま す。なお、単元株式数は100株で あります。 |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 12,016,600 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 120,166 | - |

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、経営の最重要課題としてとらえ、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績に応じて期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、当社は、剰余金の配当等を機動的に実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、株主総会又は取締役会としております。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき1株当たり27.5円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の連結配当性向は30.4%となりました。

内部留保資金につきましては、財務体質を考慮しつつ今後の事業展開に向けた戦略投資の資金として充当する所存であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (千円) | 1 株当たり配当額 (円) | |
|--------------------------|----------------|------------------|--|
| 2023年 6 月27日 定時株主総会決議 | 330,456 | 27.50 | |

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「資本市場を通じて社会に貢献します」を経営理念としており、この経営理念の実現により中長期的な株主価値の最大化をはかることが経営課題の一つであると考えております。したがって、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の達成のため、実効的なコーポレート・ガバナンスの確立と、それを適切に運営していくことが重要であると認識しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(ア)企業統治の体制の概要

当社は、会社法上の機関として取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社における企業統治の体制の概要は、以下のとおりであります。なお、常勤監査役・社外監査役である加賀谷達之助氏は、2023年6月30日に退任予定であることから、退任後の状況を記載しております。

(a) 取締役会

当社では、業務の執行に関し、迅速な意思決定を行うため、取締役9名(うち、社外取締役3名)で構成する取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項のほか、重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項を審議・決議しております。

当事業年度において、当社は取締役会を23回開催しており、当社の上場に際して公募による募集株式の発行のなどについての審議を行っております。

取締役会の構成員及び当事業年度の出席回数は以下のとおりです。

| 役職名 | 氏名 | 議長 | 出席回数 |
|------------------------|-------|----|------|
| 代表取締役 会長兼社長 | 藤野 英人 | 0 | 22回 |
| 代表取締役副社長 | 湯浅 光裕 | | 23回 |
| 専務取締役 | 白水 美樹 | | 23回 |
| 常務取締役 | 岩田 次郎 | | 23回 |
| 取締役 CCO コンプライアンス本部長 | 中路 武志 | | - |
| 取締役 | 朝倉智也 | | - |
| 社外取締役 | 中村 利江 | | 22回 |
| 社外取締役 | 垣内 俊哉 | | 19回 |
| 社外取締役 | 佐藤明 | | - |

取締役中路武志氏、取締役朝倉智也氏、社外取締役佐藤明氏は2023年6月27日開催の定時株主総会で選任されたことから、当事業年度の出席回数を記載しておりません。

社外取締役垣内俊哉氏は2022年6月27日開催の定時株主総会で選任されたことから、出席対象となる当事業年度の取締役会の開催回数は19回となります。

高村正人氏及び藤本隆氏は、2023年6月27日開催予定の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しております。なお、髙村正人氏の当事業年度の出席回数は23回、藤本隆氏の当事業年度の出席回数は23回となります。

(b) 監査役会

当社では、取締役の職務執行に対する監査のため、監査役4名(うち、常勤監査役2名)で構成する監査役会を設置しております。監査役会は、原則として毎月1回開催しております。また、監査役は、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べており、常勤監査役は、社内の本部長会議、幹部会議などの重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。さらに、監査役は、会計監査人及び内部監査室と積極的に情報交換を行い、相互に連携を密にすることで、監査の実効性の確保を図っております。

監査役会の構成員は以下のとおりです。

| | <u>* </u> | |
|-------------|--|----|
| 役職名 | 氏名 | 議長 |
| 常勤監査役・社外監査役 | 髙見 秀三 | 0 |
| 常勤監査役 | 髙橋 修 | |
| 社外監査役 | 安田 和弘 | |
| 社外監査役 | 和田耕児 | |

(c)報酬諮問委員会

当社では、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として、報酬諮問委員会を2022年6月に設置しました。報酬諮問委員会は、取締役4名(うち、社外取締役3名)で構成され、年間に4~6回程度の開催が予定されており、取締役会の委任を受けて又は諮問に応じて、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容などについて審議したうえで、自ら決定し又は取締役会に対して答申しております。

当事業年度は、報酬諮問員会を設置した最初の事業年度であるため、当社は報酬諮問委員会を8回開催しており、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容などについての審議を行っております。

報酬諮問委員会の構成員及び当事業年度の出席回数は以下のとおりです。

| 役職名 | 氏名 | 議長 | 出席回数 |
|-------|-------|----|------|
| 社外取締役 | 中村 利江 | 0 | 8 回 |
| 社外取締役 | 垣内 俊哉 | | 8 🛭 |
| 社外取締役 | 佐藤 明 | | - |
| 専務取締役 | 白水 美樹 | | - |

社外取締役佐藤明氏及び専務取締役白水美樹氏は、2023年6月に報酬諮問委員会の委員に選定されたため、 当事業年度の出席回数を記載しておりません。

藤本隆氏及び常務取締役岩田次郎氏は、2023年6月に報酬諮問委員会の委員を退任しております。なお、藤本隆氏の当事業年度の出席回数は8回、常務取締役岩田次郎氏の当事業年度の出席回数は8回となります。

(d)本部長会議

当社では、取締役会の下部組織として、重要な経営方針や業務執行に関する事項を審議・決議するため、本部長会議を設置し、原則として毎週1回開催しております。本部長会議は、業務執行取締役、本部長、代表取締役社長が指名する者で構成され、常勤監査役は、原則としてこれに参加することとなっています。

本部長会議の構成員は以下のとおりです。

| 役職名 | 氏名 | 議長 |
|-------------------------|-------|----|
| 代表取締役 会長兼社長 | 藤野 英人 | 0 |
| 代表取締役副社長 | 湯浅 光裕 | |
| 専務取締役 | 白水 美樹 | |
| 常務取締役 | 岩田 次郎 | |
| 取締役 CCO コンプライアンス本部長 | 中路 武志 | |
| 常勤監査役・社外監査役 (オブザーバー) | 髙見 秀三 | |
| 常勤監査役 (オブザーバー) | 髙橋 修 | |
| 他、各本部長 4 | 名 | |

(e)幹部会議

当社では、各部室の業務遂行状況に係る情報交換を行い、各部室が単独で決定できない又は全社的な対応が必要な重要事項等について審議・決定するため、幹部会議を設置し、原則として毎週1回開催しております。 幹部会議は、業務執行取締役、各本部長、各部室長、議長が特に必要と認めた者で構成され、常勤監査役は原則としてこれに参加することとなっています。

幹部会議の構成員は以下のとおりです。

| 役職名 | 氏名 | 議長 |
|-------------------------|-------|----|
| 代表取締役 会長兼社長 | 藤野 英人 | 0 |
| 代表取締役副社長 | 湯浅 光裕 | |
| 専務取締役 | 白水 美樹 | |
| 常務取締役 | 岩田 次郎 | |
| 取締役 CCO コンプライアンス本部長 | 中路 武志 | |
| 常勤監査役・社外監査役 (オブザーバー) | 髙見 秀三 | |
| 常勤監査役 (オブザーバー) | 髙橋 修 | |
| 他、各本部長、各部室· | | |

(f)内部監査

当社では、業務執行から独立した組織として代表取締役社長直轄の内部監査室を設けており、専任の内部監査室担当者3名及び他部署との兼務者1名が年度毎に定めた内部監査計画に沿って、当社の業務全般についての効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンスの状況についての監査を実施しております。内部監査室は、監査結果につき、内部監査報告書を作成の上、代表取締役社長、取締役会等に報告を行います。また、改善の必要がある項目に関しては、被監査部門等に対して改善を指示し、その後の改善状況を適切に管理する等、監査結果を踏まえた改善対処を行っております。また、適宜、会計監査人及び監査役と打合せを行っており、監査効率の向上を図っております。

当社では、当社のコンプライアンス業務を統括する者としてチーフ・コンプライアンスオフィサー(CCO)を設置しております。CCOは、本部長会議、幹部会議などの重要な会議への出席やコンプライアンス本部からの報告に基づき、各部室のコンプライアンス担当者及びコンプライアンス本部のコンプライアンス業務を指導、統括します。

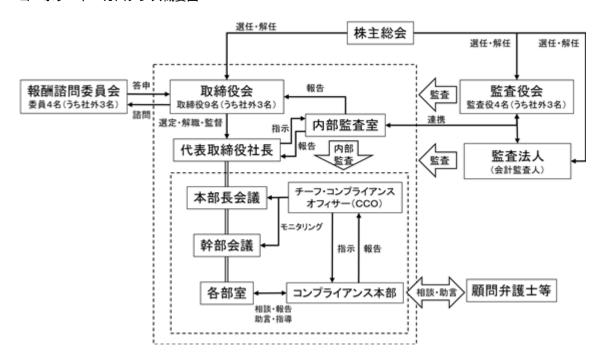
(h) コンプライアンス本部

CCOが所管するコンプライアンス本部は、コンプライアンス部及びリスク管理部で構成されます。コンプライアンス部は、業務全般に係るコンプライアンス管理及び法務リスク管理に関する業務を行っており、リスク管理部は、各部室が実施する自主点検の確認・分析、自主点検の実施内容に関する指導・助言、運用リスクの調査・分析・管理に関する事項に関する業務を行っております。これらの部署は、各部室から相談・報告を受けるとともに、必要に応じて外部の顧問弁護士等に相談の上、その内容をCCOに報告し、対応策について指示を受けることにより、コンプライアンスに関する積極的な監督牽制を実現する態勢の構築・運用を進めております。

(i)会計監査人

当社は、会計監査人として、東陽監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

コーポレート・ガバナンス概要図



(イ) 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として、上記の企業統治の体制を採用し、独立性の高い社外取締役及び社外監査役が代表取締役社長を含む取締役の職務執行の監督・監査を行うことにより、実効的なコーポレート・ガバナンスが適切に実践され、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が達成されると認識しております。

特に、金融商品取引業者である当社は、これまで意識していた一流の運用、一流の営業だけではなく、一流のコンプライアンス態勢も必要であると経営陣が認識しており、理想を意識した全社的なコンプライアンス態勢の構築・運用を進めております。

企業統治に関するその他の事項

(a)内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法の規定に従い、「内部統制システム整備に関する基本方針」について、次のとおり定めております。

- ()取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ()役職員が、高い倫理観、遵法精神、誠実性、公平性をもって業務を遂行することを常時保つべき基本姿勢とし、これらを徹底するため、基本規程としてコンプライアンス基本方針及び親会社グループ・コンプライアンス行動規範を定める。
- ()原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、社外取締役らによるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- () 取締役会の決議によりCCO(チーフ・コンプライアンスオフィサー)を選任し、CCOの所管部門であるコンプライアンス本部において、コンプライアンス上の課題・問題の把握に努め、また、取締役及び使用人全体の教育等を行い、法令及び諸規則の理解を深め、法令遵守、業務適切性、内部統制の適正運用を確保すべく努めるものとする。
- ()内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、 総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォロー アップを実施し、これらの内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- ()内部窓口を常勤監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を取締役及び使用人が発見した場合にそれらを報告することを可能とし、制度を取締役及び使用人に対して周知する。また、内部通報を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知する。
- () 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- () 取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記載又は記録し、取締役会議事録、株主総会議事 録等として保存・管理する。
- () 取締役及び監査役は、社内規程に従い()の記録を常時閲覧できるものとする。
- ()損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- () リスク管理部門が業務運営上発生する各種リスクを洗い出し、各部門の所管業務に付随するリスクは当該部門長が、組織横断的リスクはリスク管理部門長が適切に管理する。リスク管理の状況については、 定期的に取締役会に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討する。
- () 自然災害、人為的暴力及び情報システムの停止等による経営危機に対しては、危機管理規程を予め定め、事前対応に努めるとともに被害発生時の効果的な対応に備える。
- () 内部監査室は、全社のリスク管理体制について内部統制の適正運用確保の観点からその適正性を評価 し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。
- () 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- () 取締役会は中期経営計画など経営一般に関する重要事項を審議・決定する。また、取締役間の職務分担 を明確にするため、組織規程及び業務分掌規程を定める。
- () 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、取締役間での意思疎通を図るとともに、事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行う。
- () 社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂 の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備に努める。
- () 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ()支配株主グループとの取引は原則行わないこととし、取引を行うこと自体に合理性(事業上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行う。

() 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保のため、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、各社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役、使用人及びその他企業集団の業務に関わる者(以下「子会社の役職員等」という。)から、その職務執行に係る事項についての事前協議又は報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、資料の閲覧、監査等を行うことができるものとする。

() 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社のリスク管理部門が業務運営上発生する各種リスクを洗い出し、各部門の所管業務に付随するリスクは当該部門長が、組織横断的リスクはリスク管理部門長が適切に管理する。リスク管理の状況については、定期的に取締役会に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討する。

子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社の内部監査室は、全社のリスク管理体制について内部統制の適正運用確保の観点からその適正性を評価し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。

() 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社においても、取締役会は経営一般に関する重要事項を審議・決定する。また、取締役間の職務分担を明確にするため、組織規程及び業務分掌規程を定める。

子会社においても、取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、取締役間での意思疎通を図るとともに、事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行う。

子会社においても、社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況 のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備に努める。

()子会社の役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の役職員等が、高い倫理観、遵法精神、誠実性、公平性をもって業務を遂行することを常時保つべき基本姿勢とし、これらを徹底するため、基本規程としてコンプライアンス基本方針及びSBIグループ・コンプライアンス行動規範を定める。

子会社においても、原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、監査役らによるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社のCCOの所管部門であるコンプライアンス本部において、コンプライアンス上の課題・問題の把握に努め、また、子会社の役職員等全体の教育等を行い、法令及び諸規則の理解を深め、法令遵守、業務適切性、内部統制の適正運用を確保すべく努めるものとする。

子会社に対しても、当社の取締役会が定める関係会社管理規程、経営管理契約等にしたがい、当社の内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施し、これらの内容を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

子会社においても、内部窓口を監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を子会社の役職員等が発見した場合にそれらを報告することを可能とし、制度を子会社の役職員等に対して周知する。また、内部通報を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の役職員等に周知する。

- ()子会社の役職員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制 子会社の役職員等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループ役職員等の職務の執行におい て、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監 査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するも のとする。
- () 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該 使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- () 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに対応する。当該使用人の選定及び管理の方法は、監査役の同意を得る。
- ()()により選定された使用人は、監査役の命令にしたがいその職務を遂行する。
- () 当該使用人の任命、異動、人事考課等は、監査役の同意を得る。

有価証券報告書

- () 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告を した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- ()監査役は取締役会等の重要会議に出席して取締役及び使用人から業務報告を受け、必要に応じてその基礎資料を徴求する。また、審議事項に関して必要があるとき、又は求めに応じて意見を述べることができる。
- () 取締役及び使用人は、次の事項を知った時には、すみやかに監査役に報告する。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

内部監査及びリスク管理に関する重要な事項

重大なコンプライアンス違反事項

外部からのクレームでリスク管理に関する重要な事項

その他コンプライアンスに係る重要な事項

- () 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対して周知する。
- () 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる 費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該監査役の職務 に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

- () その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- () 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、経営上の課題及び問題点の情報共有を行う。
- () 監査役は、監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図る目的で、内部監査部門及び会計 監査人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- () 監査役は、監査の実施上必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門 家を独自に活用することができる。

()財務報告の信頼性を確保するための体制

- ()財務報告の作成にあたっては、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準にしたがって業務遂行に伴 う全ての取引を正確かつ迅速に処理し、会社の財政状態及び経営成績に関し真実明瞭なる報告を行う。
- ()代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況について自ら評価し、取締役会に結果報告を行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

() 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、警察等関係機関とも連携して、一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社は、法務リスク、運用リスク、事務リスク、システムリスク及び財務リスクを総合リスクと定め、総合リスクを考慮して、経営計画等の策定及び組織の編成ならびにリスク管理体制の整備等を行う総合リスク管理を行っております。

特に、法務リスク管理の観点からは、全ての役職員が企業の社会的責任を深く自覚し社会の利益を意識して法令を遵守しながら事業活動を行う中、CCO及びコンプライアンス本部が当社のコンプライアンス態勢及び法務リスク管理全般について、関係諸法令や公共性の観点から審議しております。また、CCO及びコンプライアンス本部が、各部門に置いたコンプライアンス担当者を通じて、業務執行などに関する情報を収集・共有できるようにすることで、法務リスクの迅速な把握と未然防止に努めております。

(c) 少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主であるSBIホールディングス株式会社は当社の親会社に該当しております。支配株主グループには当社グループの投資信託の販売会社としてパートナー関係にある企業が存在しますが、当社グループの事業は同グループの各企業の事業とは競合しておりません。

当社においては、少数株主の利益保護のため、取締役会の構成において支配株主の役職員以外の者が過半数を占めることを取締役候補者の指名方針とするとともに、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する独立社外取締役3名及び独立社外監査役4名(内1名は2023年6月30日に退任予定)が就任しており、取締役会における審議に当たっては、より多様な意見が反映され得る状況にあり、事業運営の独立性が確保されていると認識しております。また、当社グループは支配株主グループとの取引は原則行わないこととし、取引を行うこと自体に合理性(事業上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行っており、少数株主の利益保護に十分配慮した対応を実施しております。

(d) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(e) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積 投票によらないものとする旨定款に定めております。

(f)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営し、意思決定を迅速に行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(g)株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(ア)剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

(イ)自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(h) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役 4 名及び監査役 5 名ならびに会計監査人は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役、監査役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(i)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員、管理職従業員及び役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラスメントなどの不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員を被保険者として会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の過誤、義務違反等を理由に保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して、被保険者が被る損害に対して補償することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 11名 女性 2名 (役員のうち女性の比率15.4%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|------------------|---------------|----------------|---|---|-------|--------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 藤野 英人 | 1966年8月29日生 | 1996年10月 2000年2月 2003年8月2003年9月2009年2月2009年10月2015年10月2020年6月2021年2月2021年3月2021年4月2021年6月 | 野村投資顧問株式会社(現野村アセットマネジメント株式会社) 入社 ジャーディン・フレミング投信・投資顧問(現JPモルガン・アセット・マネジメント サックス・アセットマネジメント株式会社 ポートフォリオ・マネージャーレオス株式会社(現当社) 入社当社代表取締役と10 美社社長付CIO 当社では一大表取締役と10 美社で表取締役と10 美社で表取締役と10 美社で表取締役と10 大表取締役と10 大表取締役と10 大表取締役と10 大表取締役と10 大表取締役と10 大表取締役と10 大表取締役と10 大表取締役に現任) ひばいの株式会社 取締役(現任)レオス・キャピタルパートナーズ株式会社 取締役(現任)レオス・キャピタルパートナーズ株式会社 取締役(現任)株式会社でフス 取締役(現任)株式会社の1arewon 取締役(現任)株式会社の1arewon 取締役(現任)株式会社の1arewon 取締役(現任)株式会社の1arewon 取締役(現任) | (注)3 | 540,000 |
| 代表取締役 副社長 | 湯浅 光裕 | 1965年1月7日生 | 2000年10月 2003年4月 2003年8月 2015年10月 2020年6月 | ロスチャイルド・アセット・マネジ メント(ジャパン)入社 ガートモア・アセットマネジメント 株式会社(現 ジャナス・ヘンダー ソン・インベスターズ・ジャパン株 式会社)入社 レオス株式会社(現 当社) 代表取 締役社長 当社 取締役運用本部長 当社 収締役運用本部長 当社 代表取締役副社長 運用本部長 当社 代表取締役副社長(現任) | (注) 3 | 420,500 |
| 専務取締役 総合企画本部長 | 白水 美樹 (遠藤 美樹) | 1967年 6 月 8 日生 | 1996年 2 月 1999年 3 月 2006年10月 2008年 5 月 2009年 2 月 2015年10月 2020年 6 月 2020年11月 | 第一證券株式会社 入社 ソニー生命保険株式会社 入社 DLJ directSFC証券株式会社(現楽 天証券株式会社)入社 カスタマー サービス部 同社 経営企画部 当社 マーケティング部 部長 当社 取締役マーケティング部長 当社 取締役営業本部長 当社 常務取締役営業本部長 当社 常務取締役総合企画本部長 (現任) L'atelier du sol株式会社 代表取 締役(現任) 当社 専務取締役総合企画本部長 | (注) 3 | 180,000 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | | 各歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|----------------------------|-------|-------------|---|---|------|--------------|
| 常務取締役 管理本部長 | 岩田 次郎 | 1962年7月2日生 | 1986年4月 東芝シス元 芝デジタリ社)入社 2004年1月 株式会社 取締 4月 2005年5月 株式会社 5月 4月 4月 2008年4月 株式会社 19208年4月 株式会社 19208年4月 株式会社 19209年4月 1920 | テム開発株式会社(現 東 ルソリューションズ株式会 に アイアンドエーエス 入社 が 役事業部 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | (注)3 | 54,000 |
| 取締役 CCO コンプライアンス 本部長 | 中路 武志 | 1970年12月7日生 | 式会社(月 式会社(月 式会社)) 2005年5月 SBIインペ 2008年3月 SBIインキ 締役 2010年6月 SBIモーゲ 株式会社 2011年3月 SBIインペ 役員 2012年3月 同社 取締 2014年6月 同社取締 2014年6月 SBIライフ 式会社ウ: 2015年4月 SBIインペ 役執行役員 2016年7月 SBIインペ 役執行役員 2020年6月 SBI・HIKAF 役 2022年2月 SBI地方創 役 | 取締役管理本部長(現 ツク・インペストメント株 現 SBIホールディングス株 入社 ストメント株式会社 入社 コペーション株式会社 取 RI P.E.株式会社 取締役 パージ株式会社 (現 アルヒ の 監査役 ストメント株式会社 執行 が投入した がの は、 の | (注)3 | _ |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|------|-------------|------------|--------------------------------------|-------|--------------|
| | | | 1989年4月 | 株式会社北海道拓殖銀行 入行 | | |
| | | | 1990年1月 | メリルリンチ日本証券株式会社(現 | | |
| | | | | BofA 証券株式会社) 入社 | | |
| | | | 1995年6月 | ソフトバンク株式会社(現ソフトバ | | |
| | | | | ンクグループ株式会社) 入社 | | |
| | | | 1998年11月 | モーニングスター株式会社(現 SBI | | |
| | | | | グローバルアセットマネジメント株 | | |
| | | | | 式会社)入社 | | |
| | | | 1 | 同社 取締役 | | |
| | | | 1 | 同社 代表取締役社長 | | |
| | | | 1 | 同社 代表取締役執行役員 COO | | |
| | | | 2007年6月 | SBIホールディングス株式会社 取締 | | |
| | | | 0000/7 5 🗆 | 役執行役員 | | |
| | | | 2009年5月 | モーニングスター・アセット・マネ | | |
| | | | | ジメント株式会社(現ウエルスアド バイザー株式会社)代表取締役社長 | | |
| | | | | (現任) | | |
| | | | 2011年4月 | SBIアセットマネジメント株式会社 | | |
| | | | | 取締役(現任) | | |
| | | | 2012年6月 | SBIホールディングス株式会社 取締 | | |
| | | | | 役執行役員常務 | | |
| | | | 2012年7月 | モーニングスター株式会社(現 SBI | | |
| | | | | · グローバルアセットマネジメント株 | | |
| | | | | 式会社) 代表取締役執行役員社長 | | |
| | | | | (現任) | | |
| | | | 2013年6月 | SBIホールディングス株式会社 取締 | | |
| | | | | 役執行役員専務 | | |
| 取締役 | 朝倉智也 | 1966年3月16日生 | 2015年11月 | SBIエナジー株式会社 取締役(現 | (注) 3 | - |
| | | | | 任) | | |
| | | | 2016年2月 | SBIエステートファイナンス株式会 | | |
| | | | | 社 取締役(現任) | | |
| | | | 2017年6月 | SBIインシュアランスグループ株式 | | |
| | | | 0040/5 2 0 | 会社 取締役(現任) | | |
| | | | 2018年3月 | SBI CoVenture Asset Management | | |
| | | | | 株式会社(現 SBI オルタナティ ブ・アセットマネジメント株式会 | | |
| | | | | 社) 取締役(現任) | | |
| | | | 2010年2日 | Carret Holdings Inc. Director | | |
| | | | 2010-273 | (現任) | | |
| | | | 2019年2月 | SBI地域事業承継投資株式会社 取締 | | |
| | | | | 役(現任) | | |
| | | | 2019年3月 | マネータップ株式会社 取締役 | | |
| | | | 2019年6月 | SBIグローバルアセットマネジメン | | |
| | | | | ト株式会社(現 SBI アセットマネ | | |
| | | | | ジメントグループ株式会社) 取締 | | |
| | | | | 役(現任) | | |
| | | | 2020年6月 | SBIネオファイナンシャルサービ | | |
| | | | | シーズ株式会社 取締役(現任) | | |
| | | | 2021年12月 | 住信SBIネット銀行株式会社 取締役 | | |
| | | | | (現任) | | |
| | | | 2022年7月 | SBIホールディングス株式会社 取締 | | |
| | | | | 役副社長(現任) | | |
| | | | 2023年1月 | 岡三アセットマネジメント株式会社 | | |
| | | | | 取締役(現任) | | |
| | | | 2023年6月 | 当社 取締役(現任) | | |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|---|-------------|--------------------|----------------|-----------------------|--------|--------------|
| | | | 1988年4月 | 株式会社リクルート 入社 | | |
| | | | 1998年4月 | 株式会社ハークスレイ 入社 | | |
| | | | 2001年3月 | 株式会社キトプランニング 代表取 | | |
| | | | | 締役(現任) | | |
| | | | 2001年7月 | 夢の街創造委員会株式会社(現 株 | | |
| | | | | 式会社出前館) 取締役 | | |
| | | | 2002年1月 | 同社 代表取締役社長 | | |
| | | | 2009年11月 | 同社 代表取締役会長 | | |
| | | | 2009年12月 | カルチュア・コンビニエンス・クラ | | |
| | | | | ブ株式会社 CHRO(最高人事責任者) | | |
| | | | 2010年6月 | 同社 取締役 | | |
| | | | 2010年6月 | 株式会社富士山マガジンサービス | | |
| 取締役 | 中村 利江 | 1964年12月16日生 | | 取締役 | (注)3 | _ |
| 47 min 12 | (西村 利江) | 100++12/110日土 | 2011年3月 | 株式会社オプト(現 株式会社デジ | (/上) 3 | |
| | | | | タルホールディングス)取締役 | | |
| | | | 2011年11月 | 夢の街創造委員会株式会社(現 株 | | |
| | | | | 式会社出前館) 取締役会長 | | |
| | | | 1 . | 同社 代表取締役社長 | | |
| | | | 1 | 同社 代表取締役会長 | | |
| | | | 2021年4月 | 株式会社日本M&Aセンター 専務執行 | | |
| | | | | 役員 CCO | | |
| | | | | 当社 取締役(現任) | | |
| | | | 2022年3月 | エムスリーソリューションズ株式会 | | |
| | | | 2022年(日 | 社 代表取締役社長(現任) | | |
| | | | 2022年6月 | エムスリー株式会社 取締役 (現任) | | |
| | | | 2010年6月 | 株式会社ミライロ 代表取締役社長 | | |
| 取締役 | 垣内 俊哉 | 1989年4月14日生 | 2010 073 | (現任) | (注)3 | _ |
| -1/1001/2 | | | 2022年6月 | 当社 取締役(現任) | (/=/ 5 | |
| | | | | 野村證券株式会社 入社 | | |
| | | | 2001年5月 | 株式会社バリュークリエイト設立 | | |
| | | | | 代表取締役 | | |
| | | | 2004年6月 | 当社 監査役 | | |
| | | | 2005年12月 | 富士製薬工業株式会社 監査役 | | |
| 邢始仉 | # | 1065年2日47日共 | 2007年2月 | 当社 取締役 | ださいっ | |
| 取締役 | 佐藤 明 | 1965年3月17日生 | 2009年1月 | コモンズ投信株式会社 取締役 | (注)3 | - |
| | | | 2012年11月 | 株式会社ソケッツ 取締役 | | |
| | | | 2015年10月 | 株式会社ワイワイミュージック 代 | | |
| | | | | 表取締役(現任) | | |
| | | | | 株式会社06G0G0代表取締役(現任) | | |
| | | | † . | 当社 取締役(現任) | | |
| | | | 1972年7月 | 昭和監査法人(現 EY新日本有限責 | | |
| | | | | 任監査法人) 入所 | | |
| | | | | 公認会計士登録 | | |
| | | | 1994年5月 | 太田昭和監査法人(現 EY新日本有 | | |
| 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 加恕公 축구마 | 1047年1日20日生 | 2000年(日 | 限責任監査法人) 代表社員 | (注)4 | |
| 常勤監査役 | 加賀谷 達之助 | 1947年1月28日生 | 2009年6月 | 株式会社三栄コーポレーション 社 | (注)6 | - |
| | | | 2010年6日 | 外監查役 株式会社大林組 社外監查役 | | |
| | | | | 公益財団法人大林財団 監事(現 | | |
| | | | 2011 + 3 /3 | 任) | | |
| | | | 2016年6日 | 当社 常勤監査役 | | |
| | | | 2010年 0 月 | 以且应限中 17年 | | |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------------|-----------|-------------------|---|--|---------------|--------------|
| | | | 1983年4月 | 大和証券株式会社 入社 | | |
| | | | 2000年2月 | 同社 富山支店長 | | |
| | | | 2003年6月 | 同社 新潟グループマネージャー 兼 新潟支店長 | | |
| | | | 2005年4日 | 利病又ದ技 同社 営業サポート部 部長 | | |
| | | | 1 | 同社 営業が一下品 品長 同社 営業企画部 部長 | | |
| | | | | 同社 信券部長 | | |
| | | | 1 | 同社 岡山支店長 | | |
| | | | 1 | 同社 参与 法人営業担当 | | |
| | | | 1 . | 同社 参与 金融市場副担当 | | |
| 常勤監査役 | 髙見 秀三 | 1960年8月5日生 | 2014年4月 | | (注) 4 | - |
| | | | | 同社 監査役 | | |
| | | | 2020年4月 | | | |
| | | | | 大和インベスター・リレーションズ | | |
| | | | | 株式会社 非常勤監査役 | | |
| | | | 2020年6月 | 大和アセットマネジメント株式会 | | |
| | | | | 社 常勤監査役 | | |
| | | | | リテラ・クレア証券株式会社 非常 | | |
| | | | | 勤監査役 | | |
| | | | - : : : : : : : : : : : : : : : : : : : | 当社 常勤監査役(現任) | | |
| | | | 1 | 黒田電気株式会社 入社 | | |
| | | | 1 | 同社企画室長 | | |
| | | | 1 | 経営戦略室シニアマネージャー イー・レヴォリューション株式会社 | | |
| | | | 2000427 | 入社 経営管理部長 | | |
| | | | 2006年6月 | 同社 取締役経営管理部長 | | |
| | | | 1 | 株式会社リヴァンプ 入社 ディレク | | |
| | | | | ター | | |
| 244 #4 EEC ** 7.0 | 立场 版 | 1000/5 2 5 17 5 5 | 2008年7月 | 当社 入社 管理部長 | < <u>></u> | |
| 常勤監査役 | 髙橋 修 | 1960年3月17日生 | 2008年8月 | 当社 執行役員管理部長兼経営企画 | (注)5 | - |
| | | | | 室長 | | |
| | | | 2009年6月 | 当社 執行役員管理部長 | | |
| | | | 1 . | 当社 執行役員管理部長兼業務部長 | | |
| | | | 2013年4月 | 当社 執行役員管理部長兼業務部長 | | |
| | | | 004545.7.0 | 兼トレーディング部長 | | |
| | | | | 当社 執行役員管理部長 | | |
| | | | | 当社 経理財務部長 当社 常勤監査役(現任) | | |
| | | | + | <u>当社 帝勤監直役(現任)</u> 弁護士登録(第一東京弁護士会) | | |
| | | | 1 | 升護工豆球(第一束京升護工会 <i>)</i> 金融庁検査部 入庁 | | |
| | | | | 堀総合法律事務所(現任) | | |
| | | | 1 | 株式会社ISホールディングス 社外 | | |
| E6 + 72 | dan | | | 監査役 | | |
| 監査役 | 安田 和弘 | 1968年8月18日生 | 2010年11月 | 公益財団法人渋沢栄一記念財団 監 | (注) 4 | - |
| | | | | 事(現任) | | |
| | | | 2015年9月 | 当社 監査役(現任) | | |
| | | | 2021年9月 | 日本グロースキャピタル投資法人監 | | |
| | | | | 督役員(現任) | | |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|---------------|--|---|-----------|--------------|
| 監査役 | 和田 耕児 | 1969年11月 5 日生 | 1994年 5 月 1995年 9 月 1997年 9 月 1999年 9 月 2003年 9 月 2015年 9 月 | 青山監査法人プライスウォーターハウス(現 PWCあらた有限責任監査法人) 入所 公認会計士登録 プライスウォーターハウス ロンドン事務所 入所 太田昭和監査法人、アーンスト&ヤング(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 ゴールドマン・サックス証券株式会社 プロ・スタッフ・ソリューションズ 代表取締役(現任) 当社 監査役(現任) プレミアムイノベーション株式会社 監査役(現任) | (注) 4 | - |
| 計 | | | | | 1,194,500 | |

- (注)1. 取締役中村利江氏、垣内俊哉氏及び佐藤明氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役加賀谷達之助氏、髙見秀三氏、監査役安田和弘氏及び和田耕児氏は、社外監査役であります。
 - 3.2023年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 4 . 2022年 6 月27日開催の定時株主総会終結の時から、2026年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 5.2023年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 6 , 常勤監査役加賀谷達之助氏は、健康上の理由から、2023年6月30日に退任する予定であります。
 - 7. 白水美樹氏の戸籍上の氏名は、遠藤美樹であります。
 - 8.中村利江氏の戸籍上の氏名は、西村利江であります。

社外役員の状況

(a) 独立社外取締役及び社外監査役の員数

本書提出日現在、当社の社外取締役は3名、社外監査役は4名を選任しております。なお、社外監査役である加 賀谷達之助氏は、2023年6月30日に退任する予定です。

(b) 独立社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係 当社と社外取締役及び社外監査役の間には、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

(c) 企業統治において果たす役割及び機能

社外取締役及び社外監査役は、取締役会の監督機能の強化及び監査役の監査機能強化のため、当社にとって重要であると考えております。社外取締役は、経営陣や支配株主から独立した立場から、議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めております。また、社外監査役による取締役会での発言は経営の客観性、適正な取締役会の運営に貢献しております。なお、以下の社外取締役及び社外監査役と当社の間には人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役中村利江氏は、企業経営に関する幅広い経験と豊富な知識を有しており、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための助言・提言を得られると判断し選任しております。

社外取締役垣内俊哉氏は、企業経営や障害者インクルージョンに関する幅広い経験と豊富な知識を有しており、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための助言・提言を得られると判断し選任しております。

社外取締役佐藤明氏は、投資運用業や企業経営に関する幅広い経験と豊富な知識を有しており、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための助言・提言を得られると判断し選任しております。

社外監査役加賀谷達之助氏は、監査法人に長年勤め、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから専門的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査することができると判断し選任しております。

社外監査役髙見秀三氏は、金融機関に長年勤め、金融業界における幅広い経験と豊富な知識を有していることから専門的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査することができると判断し選任しております。

社外監査役安田和弘氏は、弁護士として豊富な業務経験と高度な専門性を有していることから、専門的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査することができると判断し選任しております。

社外監査役和田耕児氏は、監査法人に長年勤め、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから専門的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査することができると判断し選任しております。

(d) 選任するための独立性に関する基準及び選任状況に関する考え

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断し、また会社法における社外取締役の要件及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は参加する取締役会において、内部監査、監査役監査及び会計監査の概要について報告を受けており、また、内部統制部門の責任者から必要に応じて報告を受けております。さらに、社外監査役は、 定期的に、会計監査人から会計監査の概要について直接報告を受けております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

以下、常勤監査役である加賀谷達之助氏は、2023年 6 月30日に退任予定であることから、退任後の状況を記載 しております。

当社は、取締役の職務執行に対する監査のため、監査役4名(うち、常勤監査役2名)で構成する監査役会を設置しております。常勤監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び実施計画に従って監査役監査を実施するとともに、本部長会議や幹部会議など社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。これらの監査の結果については、原則として毎月1回開催する監査役会に報告されております。また、全ての社外監査役は取締役会に出席して取締役の業務執行状況を監査するとともに、必要に応じて意見を述べております。

なお、常勤監査役髙橋修氏は、管理部門の要職を歴任し、当社でも長年管理部門に携わっており、会計や財務の専門知識を有しており、また、監査役和田耕児氏は、監査法人に長年勤め、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しているとともに、金融業界における幅広い経験も有しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、常勤監査役髙見秀三氏は金融機関に長年勤め、金融業界における幅広い経験と豊富な知識を有しております。また、監査役安田和弘氏は、弁護士として豊富な業務経験と高度な専門性を有しております。

当事業年度において、当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|-------|------|------|
| 髙見 秀三 | 10回 | 10回 |
| 髙橋 修 | - | - |
| 安田 和弘 | 14回 | 14回 |
| 和田 耕児 | 14回 | 13回 |

高見秀三氏は、2022年6月27日開催の定時株主総会で選任されたため、当事業年度における監査役会の開催回数が異なります。

髙橋修氏は、2023年6月27日開催の定時株主総会で選任されたため、当事業年度の開催回数及び出席回数を記載しておりません。

2023年6月30日に退任予定である加賀谷達之助氏の出席回数は14回(開催回数14回)となります。

監査役会において、監査役監査の方針や重点監査項目を取り纏めた監査計画書、監査報告書の作成、会計監査人の選任及びその報酬、定時株主総会提出議案、常勤監査役選定等に関して審議を行い、定期的に常勤監査役の職務執行状況について報告がなされました。

また、常勤監査役は、本部長会議や幹部会議など社内の重要会議に出席して、必要に応じて意見を述べており、また、稟議・起案文書や会計帳簿など重要な書類等の閲覧、会計監査人監査への同行又は立会、業務部門責任者等への面談等を実施しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、専任の内部監査室担当者3名と他部署との兼務者1名が年度毎に定めた内部監査計画に沿って、当社全体をカバーするように業務全般にわたる効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンスの状況についての監査を実施しております。内部監査室は、監査結果につき、内部監査報告書を作成の上、代表取締役社長に報告を行うとともに、内部監査の実効性を確保するため、業務執行から独立した組織として代表取締役社長直轄の内部監査室を設けるとともに、取締役会において、出席する取締役及び監査役に対して監査結果を報告し、また、常勤監査役に対して直接監査結果の報告を行なっております。

また、改善の必要がある項目に関しては、被監査部門等に対して改善を指示し、その後の改善状況を適切に管理する等、監査結果を踏まえた改善対処を行っております。

なお、内部監査室担当者は、定期的に会計監査人及び監査役と打合せを行って監査効率の向上を図っており、 これらの監査の結果については、内部統制が適切に整備・運用されることを目的として、適宜、内部統制部門の 責任者と情報共有を行っております。

会計監査の状況

(ア)監査法人の名称 東陽監査法人

(イ)継続監査期間

2007年以降

(ウ)業務を執行した公認会計士

公認会計士 宝金 正典 公認会計士 水戸 信之 公認会計士 南泉 充秀

(エ)監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他7名であり、東陽監査法人に所属しております。

(オ) 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定にあたっては、当社グループが展開する事業について、会計監査を適正かつ妥当に行う体制を確保すべく、会計監査人として必要とされる高度な専門性、独立性及び品質管理体制を有していることを選定基準としております。監査役会は、同監査法人がそれらを満たしていると判断し、会計監査人として再任を決議しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合や、監査 役会が会計監査人による当社に対する効率的かつ適切な監査が期待できないと認めた場合、又は監査役会が会計 監査人の独立性及び審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断 した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役 は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(カ)監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の適格性、専門性、当社からの独立性、業務内容に対応して効率的な 監査業務が実施できる相応の規模を有していること、監査実施体制の整備状況、監査範囲及び監査スケジュール 等具体的な監査計画並びに報酬水準の合理性及び妥当性等を確認し、監査実績等を踏まえた上で、監査法人を総 合的に評価しております。

監査報酬の内容等

(ア)監査公認会計士等に対する報酬

| , | | | | | |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | | |
| 区分 | 監査証明業務に | 非監査業務に | 監査証明業務に | 非監査業務に | |
| | 基づく報酬(千円) | 基づく報酬(千円) | 基づく報酬(千円) | 基づく報酬(千円) | |
| 提出会社 | 20,000 | 500 | 25,000 | 500 | |
| 連結子会社 | - | - | 5,000 | - | |
| 計 | 20,000 | 500 | 30,000 | 500 | |

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する 保証業務であります。

(イ)監査公認会計士と同一のネットワーク(Crowe Global)に属する組織に対する報酬((ア)を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

(ウ)その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

(エ)監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査計画、監査内容、監査日数、当社の規模等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

(オ)監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、最近連結会計年度の前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、ならびに最近連結会計年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断したためであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当事業年度において、当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておらず、業績連動報酬も採用しておりませんが、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で各取締役の貢献度及び会社の業績を勘案して決定しております。また、経営に対する独立性を担保するため、社外取締役については、固定報酬のみとしております。

各事業年度の各取締役の報酬等については、その決定を代表取締役会長兼社長藤野英人に委ねる決議を取締役会で行っており、当事業年度の各取締役の報酬額について、2022年6月までは2021年6月28日、2022年7月以降は2022年6月27日開催の取締役会でその決定を代表取締役会長兼社長藤野英人に委任する決議を行っております。

なお、2022年6月に報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容などを決定するに当たっては、取締役会が事前に報酬諮問委員会にその内容を委任又は諮問しております。本書提出日現在の取締役の役員報酬等に関する方針については以下のとおりです。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、「資本市場を通じて社会に貢献します」という経営理念およびファイナンシャルインクルージョンの実現を目指すために、役員報酬をコーポレート・ガバナンスにおける重要な項目と考え、 優秀な経営陣の確保とリテンションおよびモチベーションに寄与し、 会社の中長期的な業績の向上と企業価値の向上への貢献意識を高め、 業績と連動し、株主との利害の共有を図ることを目的とした報酬体系とします。

取締役の報酬の内訳は、各取締役の役位や職責を踏まえた固定報酬としての「基本報酬」、業績に連動する「業績連動報酬」および前年度の個人講演料等の精算分としての「実費精算」から構成され、いずれも金銭によるものとします。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、固定報酬としての基本報酬のみとします。

・基本報酬の額またはその算定方法の決定方針

取締役の「基本報酬」については、その業務の結果に応じて変動はせず、毎期一定の金額が決定される月例の固定報酬とします。個別の基本報酬は、役位、職責、遂行能力、担当業務の特性等、報酬サーベイ等の外部の第三者から提供を受けた上場会社の役員報酬に関するデータ等の他社水準、当社社員の給与水準等を勘案し、役位ごとに設けられた上限額の範囲内で、個別に決定します。

また、純資産総額が一定以上であるマザーファンドのファンドマネージャーに就任している役員、代表の職に就任 している役員については、それぞれ一定額を「基本報酬」に加算して支給することとします。

社外取締役の基本報酬については、その果たす役割や世間水準等を総合的に勘案して決定します。

・業績連動報酬の額またはその算定方法の決定方針

変動報酬は、「短期業績連動報酬」と「長期業績連動報酬」からなり、それぞれ営業利益、当期利益、運用資産残 高の期中平均残高を指標とします。「短期業績連動報酬」は中期経営計画と単年度の業績について各指標の達成状況 を勘案の上決定します。「長期業績連動報酬」は中長期的な業績の向上と企業価値の向上への貢献意識の醸成を目的 としており、各指標の3か年の平均の推移から、総合的に決定します。

また、基本報酬、業績連動報酬とは別に、前年度に発生した実費精算や個人講演料の精算等について、その実費を 報酬として支給します。

・報酬等の種類ごとの割合の決定方針

基本報酬と業績連動報酬の割合は、標準業績を達成した場合に6:4とします。

標準業績

基本報酬 (60)

短期業績連動 報酬 (10) 長期業績連動 変動報酬(30) 実費 精算

・報酬等の支給時期

取締役報酬の改定は、原則として毎年定時株主総会開催の翌月から適用されるものとし、基本報酬額、評価等を反映して決定された業績連動報酬額および実費精算額を合計し、12等分し月額均等(定期同額)で支給されるものとします。

・報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の委任のもと、報酬諮問委員会において決定します。

監査役の報酬については、取締役の職務の執行を監査する上での独立性を考慮し、株主総会決議の定める総額の範囲で、監査役の協議により決定することとしております。

取締役の報酬限度額は、基本報酬については、2018年6月28日の定時株主総会において年額600百万円以内(但し、使用人給与は含まない。)と決議されております。対象となる取締役の人数は9名(うち社外取締役3名)であります。監査役の報酬限度額は、2004年6月22日開催の定時株主総会において年額50百万円と決議されております。対象となる監査役は5名(うち社外監査役は4名)であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| | 報酬等の総額 | | 対象とな | | | |
|-------------------|--------|------|--------|-------|------------------|---------|
| 役員区分 | (百万円) | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | 左記のうち、 非金銭報酬等 | る役員の 員数 |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 253 | 253 | - | - | - | 4 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 1 | ı | - | - | - | - |
| 社外役員 | 48 | 48 | - | - | - | 7 |

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

| | 報酬等の総額 | | | | 報酬等の種類別 | 川の総額(百万円 | 1) |
|-------|--------|----------|------|------|---------|----------|------------------|
| 氏名 | (百万円) | 役員区分 | 会社区分 | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | 左記のうち、 非金銭報酬等 |
| 藤野 英人 | 117 | 取締役 | 提出会社 | 117 | - | - | - |

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの該当事項はありません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である株式として区分し、その他の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

| | <u>11</u> | 事業年度 | 前事業年度 | | |
|------------|-----------|-----------|-------|-----------|--|
| 区分 | 銘柄数 | 貸借対照表計上額の | 銘柄数 | 貸借対照表計上額の | |
| | (銘柄) | 合計額(千円) | (銘柄) | 合計額(千円) | |
| 非上場株式 | 1 | 0 | 1 | 0 | |
| 非上場株式以外の株式 | - | - | - | - | |

| | | 当事業年度 | |
|------------|-----------|----------|----------|
| 区分 | 受取配当金の合計額 | 売却損益の合計額 | 評価損益の合計額 |
| | (千円) | (千円) | (千円) |
| 非上場株式 | • | - | (注) |
| 非上場株式以外の株式 | - | - | - |

⁽注) 非上場株式については、市場価格がないことから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

第5【経理の状況】

1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号) 並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である投信投資顧問事業を営む会社の 連結財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成し ております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、適正な連結財務諸表等を作成するため社内規程、マニュアル等を整備するとともに外部研修等への参加及び財務、会計の参考図書の購読等により会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に対応できる体制を整備しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

| | 前連結会計年度 (2022年 3 月31日) | 当連結会計年度 (2023年 3 月31日) |
|---------------|---------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,836,773 | 2,103,583 |
| 顧客分別金信託 | 1,510,000 | 1,500,000 |
| 営業投資有価証券 | 989 | 218,722 |
| 貯蔵品 | 9,861 | 8,671 |
| 前払費用 | 120,292 | 88,024 |
| 未収委託者報酬 | 3,832,800 | 3,725,272 |
| 未収投資顧問報酬 | 52,323 | 52,165 |
| その他 | 22,108 | 41,255 |
| 流動資産合計 | 7,385,149 | 7,737,696 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 160,041 | 160,041 |
| 減価償却累計額 | 61,252 | 72,452 |
| 建物(純額) | 98,788 | 87,588 |
| 器具及び備品 | 584,786 | 836,071 |
| 減価償却累計額 | 272,015 | 685,424 |
| 器具及び備品 (純額) | 312,770 | 150,647 |
| 有形固定資産合計 | 411,559 | 238,236 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 306,774 | 345,057 |
| その他 | 69,883 | 36,708 |
| 無形固定資産合計 | 376,657 | 381,765 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1,622 | 1,664 |
| 長期前払費用 | 1,955 | 1,662 |
| 繰延税金資産 | 193,593 | 158,073 |
| 敷金 | 176,554 | 174,438 |
| その他 | 10,861 | 11,253 |
| 投資その他の資産合計 | 384,587 | 347,092 |
| 固定資産合計 | 1,172,804 | 967,094 |
| 資産合計 | 8,557,954 | 8,704,790 |
| - N | -,, ,, | 2,121,100 |

| | | (1 1 1 1 2) |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 前連結会計年度 (2022年 3 月31日) | 当連結会計年度 (2023年 3 月31日) |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 414,414 | 225,727 |
| 未払金 | 422,675 | 119,080 |
| 未払費用 | 1,580,381 | 1,561,345 |
| 未払法人税等 | 517,414 | 155,966 |
| 未払消費税等 | 133,830 | 100,867 |
| 賞与引当金 | 174,636 | 199,333 |
| 役員賞与引当金 | 10,653 | 11,566 |
| その他 | 35,766 | 58,863 |
| 流動負債合計 | 3,289,772 | 2,432,750 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付に係る負債 | 86,954 | 92,009 |
| 資産除去債務 | 85,468 | 85,886 |
| 固定負債合計 | 172,422 | 177,895 |
| 負債合計 | 3,462,195 | 2,610,645 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 100,000 | 100,000 |
| 資本剰余金 | 400,010 | 407,370 |
| 利益剰余金 | 4,502,230 | 5,193,158 |
| 株主資本合計 | 5,002,240 | 5,700,529 |
| 非支配株主持分 | 93,518 | 393,614 |
| 純資産合計 | 5,095,759 | 6,094,144 |
| 負債純資産合計 | 8,557,954 | 8,704,790 |
| | | |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

| | | (十四・113) |
|--------------------|--|--|
| | 前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 9,154,693 | 9,477,843 |
| 投資顧問報酬 | 324,872 | 182,392 |
| 営業収益合計 | 1 9,479,565 | 1 9,660,236 |
| 営業費用 | 2 4,350,256 | 2 4,654,310 |
| 一般管理費 | з 3,177,055 | з 3,394,939 |
| 営業利益 | 1,952,253 | 1,610,986 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 50 | 48 |
| 為替差益 | 3,621 | 8,289 |
| 講演、原稿料等収入 | 7,210 | 6,437 |
| 広告料収入 | 7,451 | 4,909 |
| 配分金収入 | - | 6,339 |
| その他 | 843 | 1,040 |
| 営業外収益合計 | 19,176 | 27,065 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,614 | 207 |
| 上場関連費用 | - | 11,085 |
| 創立費 | 302 | - |
| その他 | 213 | 880 |
| 営業外費用合計 | 2,130 | 12,173 |
| 経常利益 | 1,969,300 | 1,625,878 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,969,300 | 1,625,878 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 738,701 | 525,425 |
| 法人税等調整額 | 71,779 | 35,520 |
| 法人税等合計 | 666,921 | 560,945 |
| 当期純利益 | 1,302,378 | 1,064,933 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失() | 1,481 | 22,543 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,303,859 | 1,087,476 |
| | | |

【連結包括利益計算書】

| | | (1121113) |
|--------------|--|--|
| | 前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
| 当期純利益 | 1,302,378 | 1,064,933 |
| 包括利益 | 1,302,378 | 1,064,933 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 1,303,859 | 1,087,476 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 1,481 | 22,543 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

| | | 株 | 主資本 | | 非支配株主 | 純資産合計 |
|-----------------------------|---------|---------|-----------|-----------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | 持分 | |
| 当期首残高 | 100,000 | 400,010 | 3,462,735 | 3,962,745 | - | 3,962,745 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 264,365 | 264,365 | | 264,365 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,303,859 | 1,303,859 | | 1,303,859 |
| 連結子会社の増資 による持分の増減 | | | | - | | - |
| 株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額) | | | | - | 93,518 | 93,518 |
| 当期変動額合計 | - | - | 1,039,494 | 1,039,494 | 93,518 | 1,133,013 |
| 当期末残高 | 100,000 | 400,010 | 4,502,230 | 5,002,240 | 93,518 | 5,095,759 |

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| | | 株 | 主資本 | | 非支配株主 | 純資産合計 |
|-----------------------------|---------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | 持分 | |
| 当期首残高 | 100,000 | 400,010 | 4,502,230 | 5,002,240 | 93,518 | 5,095,759 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 396,547 | 396,547 | | 396,547 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | 1,087,476 | 1,087,476 | | 1,087,476 |
| 連結子会社の増資による持分の増減 | | 7,360 | | 7,360 | | 7,360 |
| 株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額) | | | | - | 300,095 | 300,095 |
| 当期変動額合計 | - | 7,360 | 690,928 | 698,289 | 300,095 | 998,385 |
| 当期末残高 | 100,000 | 407,370 | 5,193,158 | 5,700,529 | 393,614 | 6,094,144 |

| | 前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|-------------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,969,300 | 1,625,878 |
| 減価償却費 | 343,782 | 552,474 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 40,548 | 24,697 |
| 役員賞与引当金の増減額(は減少) | - | 913 |
| 販売促進引当金の増減額(は減少) | 10,630 | - |
| 退職給付に係る負債の増減額(は減少) | 16,775 | 5,055 |
| 受取利息及び受取配当金 | 50 | 48 |
| 支払利息 | 1,614 | 207 |
| 顧客分別金信託の増減額(は増加) | 820,000 | 10,000 |
| 未収委託者報酬の増減額(は増加) | 795,888 | 107,527 |
| 未収投資顧問報酬の増減額(は増加) | 11,043 | 158 |
| 営業投資有価証券の増減額(は増加) | - | 218,722 |
| その他の資産の増減額(は増加) | 52,019 | 12,923 |
| 預り金の増減額(は減少) | 554,792 | 188,686 |
| 未払金の増減額(は減少) | 216,824 | 104,577 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 353,293 | 19,035 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 71,542 | 32,963 |
| その他の負債の増減額(は減少) | 35,969 | 23,514 |
| 小計 | 2,033,664 | 1,799,316 |
| 利息及び配当金の受取額 | 50 | 48 |
| 利息の支払額 | 1,614 | 207 |
| 法人税等の支払額 | 450,180 | 886,873 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,581,919 | 912,284 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 282,836 | 452,632 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 115,297 | 127,281 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 1,000 | - |
| 投資事業組合への出資による支出 | 850 | - |
| その他 | 409 | 986 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 399,574 | 578,926 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 4 000 000 | |
| 短期借入金の増減額(は減少) | 1,000,000 | - |
| 連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込によ る収入 | 95,000 | - |
| 非支配株主からの払込みによる収入 | - | 330,000 |
| 配当金の支払額 | 264,365 | 396,547 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,169,365 | 66,547 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 12,979 | 266,810 |
| - 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,825,548 | 1,838,527 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1,838,527 | 2,105,338 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1.連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

レオス・キャピタルパートナーズ株式会社

RheosCP 1号GP有限責任事業組合

RheosCP 1 号投資事業有限責任組合

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、決算日が1月31日である、RheosCP1号投資事業有限責任組合を除き、いずれも3月31日であります。なお、RheosCP1号投資事業有限責任組合については、1月31日決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結決算上必要な調整を行っております。

4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券(営業投資有価証券を含む。)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合出資金については、当該組合の直近の決算書の当社持分割合で評価しております。

口 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりです。

建物 8~15年

器具及び備品 2~15年

口 無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

口 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

イ 委託者報酬

当社は、当社が設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね6ヵ月以内に受領しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

口 投資顧問報酬

対象顧客との投資ー任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬 は、対象顧客との投資ー任契約に基づき月末純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬 を対象口座によって年4回、年2回、もしくは毎月受領しております。当該報酬は対象口座の運用期間 にわたり収益として認識しております。

八 成功報酬

成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 繰延税金資産

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | |
|--------|---------|---------|--|
| 繰延税金資産 | 193,593 | 158,073 | |

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社の運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによる株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)営業投資有価証券の評価

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|----------|---------|---------|
| 営業投資有価証券 | 989 | 218,722 |

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない営業投資有価証券については、取得時の投資先企業の将来の成長による超過収益力を反映した取得価額をもって計上しておりますが、投資先企業の事業が計画通りに進捗せずに取得時の超過収益力が毀損し、実質価額が著しく下落している場合には減損処理を実施しております。減損処理を実施していない営業投資有価証券については、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、取得時の超過収益力を反映した実質価額に著しい下落はないと判断しております。見積りに用いた投資先の事業計画の不確実性は高く、実質価額が著しく低下した場合には減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結財務諸表への影響はございません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準 委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準 委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・ 税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・ グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、 現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「営業投資有価証券」は、金額的重要性が 増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結 会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「流動資産」のその他23,097千円は、「営業投資有価証券」989千円、「その他」22,108千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2022年 3 月31日) | 当連結会計年度 (2023年 3 月31日) | |
|---------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 当座貸越極度額 | 7,000,000千円 | 7,000,000千円 | |
| 借入実行額 | - | - | |
| | 7.000.000 | 7,000,000 | |

なお、上記当座貸越契約においては、資金使途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも全額が借入実行されるものではありません。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 営業費用の主な内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|-------|--|--|
| 支払手数料 | 3,634,385千円 | 3,844,837千円 |

3 一般管理費の主な内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | |
|------------|--|--|--|
| 役員報酬 | 213,469千円 | 252,528千円 | |
| 給料及び手当 | 670,645 | 803,664 | |
| 賞与 | 147,728 | 172,714 | |
| 賞与引当金繰入額 | 173,276 | 197,972 | |
| 役員賞与 | 23,048 | 37,667 | |
| 役員賞与引当金繰入額 | 10,653 | 11,566 | |
| 退職給付費用 | 16,775 | 22,847 | |
| 広告宣伝費 | 588,973 | 323,022 | |

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期 首株式数(株) | 当連結会計年度増 加株式数(株) | 当連結会計年度減 少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 12,016,600 | - | - | 12,016,600 |
| 合計 | 12,016,600 | - | - | 12,016,600 |

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

3.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| () 10-1-20-101 | | | | | |
|------------------------|-------|----------------|-----------------|------------|--------------|
| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
| 2021年 6 月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 264,365 | 22 | 2021年3月31日 | 2021年 6 月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|--------------|--------------|
| 2022年 6 月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 396,547 | 利益剰余金 | 33 | 2022年 3 月31日 | 2022年 6 月28日 |

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| TOTAL THE CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROPE | | | | | |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--|
| | 当連結会計年度期 首株式数(株) | 当連結会計年度増 加株式数(株) | 当連結会計年度減 少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) | |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 12,016,600 | - | - | 12,016,600 | |
| 合計 | 12,016,600 | - | - | 12,016,600 | |

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

3.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| () | | | | | |
|------------------------|-------|----------------|-----------------|--------------|--------------|
| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
| 2022年 6 月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 396,547 | 33 | 2022年 3 月31日 | 2022年 6 月28日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|--------------|--------------|
| 2023年 6 月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 330,456 | 利益剰余金 | 27.50 | 2023年 3 月31日 | 2023年 6 月28日 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|----------------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 1,836,773千円 | 2,103,583千円 |
| 預け金(流動資産その他) | 1,754 | 1,754 |
| - 現金及び現金同等物 | 1,838,527 | 2,105,338 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 前連結会計年度 (2022年 3 月31日) | 当連結会計年度 (2023年 3 月31日) |
|------|---------------------------|---------------------------|
| 1 年内 | 53,570 | 173,031 |
| 1 年超 | 82,553 | 266,335 |
| 合計 | 136,124 | 439,366 |

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問報酬のうち助言契約に基づく債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、主として未上場企業の株式及び投資事業組合への出資金を投資対象としたものであります。これらの資産は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。

債務である預り金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、諸規程等に沿って経理財務部が顧客相手ごとに残高を管理しております。 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの計画に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-----|--------------------|---------|--------|
| 敷金 | 176,554 | 170,027 | 6,527 |
| 資産計 | 176,554 | 170,027 | 6,527 |

(注)現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) | |
|-----|--------------------|---------|--------|--|
| 敷金 | 174,438 | 162,636 | 11,801 | |
| 資産計 | 174,438 | 162,636 | 11,801 | |

(注)現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収投資顧問報酬、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

| 区分 | 前連結会計年度 (千円) | 当連結会計年度 (千円) | |
|-----------|-----------------|-----------------|--|
| 非上場株式 | 0 | 218,722 | |
| 投資事業組合出資金 | 1,622 | 1,664 | |

- (注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (注) 2.投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用 指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (注)3.金銭債権の連結決算日後の償還予定額 前連結会計年度(2022年3月31日)

| | 1 年以内 (千円) | 1 年超 5 年以内 (千円) | 5 年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|---------------|-------------------------|-----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,836,773 | - | - | - |
| 顧客分別金信託 | 1,510,000 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 3,832,800 | - | - | - |
| 未収投資顧問報酬 | 52,323 | - | - | - |
| 敷金 | - | 2,115 | - | 174,438 |
| 合計 | 7,231,897 | 2,115 | - | 174,438 |

当連結会計年度(2023年3月31日)

| | 1 年以内 (千円) | 1 年超 5 年以内 (千円) | 5 年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|---------------|-----------------------|-----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,103,583 | - | - | - |
| 顧客分別金信託 | 1,500,000 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 3,725,272 | - | - | - |
| 未収投資顧問報酬 | 52,165 | - | - | - |
| 敷金 | - | - | - | 174,438 |
| 合計 | 7,381,022 | - | - | 174,438 |

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、 活発な市場において形成される当該

時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

| | 時価(千円) | | | | |
|-------|-------------------|---------|---|---------|--|
| | レベル1 レベル2 レベル3 合計 | | | | |
| 敷金 | • | 170,027 | - | 170,027 | |
| 資 産 計 | - | 170,027 | - | 170,027 | |

当連結会計年度(2023年3月31日)

| | 時価 (千円) | | | |
|-------|-------------------------------|---------|---|---------|
| | レベル1 レベル2 レベル3 合計 | | | |
| 敷金 | - | 162,636 | - | 162,636 |
| 資 産 計 | • | 162,636 | - | 162,636 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、想定した賃貸借契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

- 1.売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 3 . その他有価証券 重要性がないため記載を省略しております。
- 4.売却したその他有価証券 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度 (非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しておりま す。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|----------------|---|--|
| 退職給付に係る負債の期首残高 | 70,179千円 | 86,954千円 |
| 退職給付費用 | 16,775 | 22,847 |
| 退職給付の支払額 | - | 17,792 |
| 退職給付に係る負債の期末残高 | 86,954 | 92,009 |

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

| | 前連結会計年度 (2022年 3 月31日) | 当連結会計年度 (2023年 3 月31日) |
|------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 86,954千円 | 92,009千円 |
| 連結貸借対照表上に計上された負債 | 86,954 | 92,009 |
| | | |
| 退職給付に係る負債 | 86,954 | 92,009 |
| 連結貸借対照表上に計上された負債 | 86,954 | 92,009 |

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 16,775千円 当連結会計年度 22,847千円

(ストック・オプション等関係)

- 1.ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

| | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 18名 | 当社従業員 3名 | 当社従業員 82名 |
| 株式の種類別のストック・オプ ションの数(注) | 普通株式 595,200株 | 普通株式 15,800株 | 普通株式 340,000株 |
| 付与日 | 2015年12月 1 日 | 2017年8月1日 | 2022年 1 月31日 |
| 権利確定条件 | 以降、権利確定日(2017年 9月30日)まで継続して勤 | 以降、権利確定日(2019年 6月30日)まで継続して勤 | 付与日(2022年1月31日) 以降、権利確定日(2024年 1月19日)まで継続して勤 務していること。 |
| 対象勤務期間 | 自 2015年12月1日 至 2017年9月30日 | 自 2017年8月1日 至 2019年6月30日 | 自 2022年1月31日 至 2024年1月19日 |
| 権利行使期間 | 自 2017年10月1日 至 2025年8月31日 | 自 2019年7月1日 至 2027年5月31日 | 自 2024年1月20日 至 2031年12月15日 |

- (注) 株式数に換算して記載しております。第4回新株予約権及び第5回新株予約権は2018年8月29日付株式分割 (普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
 - (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|----------|-----|----------|----------|----------|
| 権利確定前 | (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | | 528,200 | 15,800 | 340,000 |
| 付与 | | - | ı | - |
| 失効 | | - | 5,500 | 5,500 |
| 権利確定 | | - | • | - |
| 未確定残 | | 528,200 | 10,300 | 334,500 |
| 権利確定後 | (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | | - | • | - |
| 権利確定 | | - | - | - |
| 権利行使 | | - | 1 | - |
| 失効 | | - | ı | - |
| 未行使残 | | • | - | - |

(注) 第4回新株予約権及び第5回新株予約権は2018年8月29日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|----------------|-----|----------|----------|----------|
| 権利行使価格(注) | (円) | 32 | 77 | 1,365 |
| 行使時平均株価 | (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 | (円) | - | - | - |

- (注) 第4回新株予約権及び第5回新株予約権については、2018年8月29日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。
 - 3.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正簿価純資産法及び類似会社比較法の平均価額をもって総合評価しております。

- 4.ストック・オプションの権利確定数の見積方法 将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
- 5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源 的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における 本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

682,354千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額

- 千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2022年3月31日) | 当連結会計年度 (2023年3月31日) |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金 (注) 2 | 13,851千円 | 34,444千円 |
| 賞与引当金 | 60,406 | 61,175 |
| 退職給付に係る負債 | 30,077 | 28,173 |
| 未払費用 | 13,465 | 16,714 |
| 一括償却資産 | 2,281 | 1,614 |
| 役員賞与引当金 | 3,684 | 3,541 |
| 未払事業所税 | 1,348 | 1,358 |
| 未払事業税等 | 47,738 | 15,801 |
| 資産除去債務 | 29,563 | 26,298 |
| 繰延資産償却 | 28,880 | 17,776 |
| その他 | 120 | 101 |
| 繰延税金資産小計 | 231,418 | 207,000 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2 | 13,851 | 34,444 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 595 | 1,410 |
| 評価性引当額小計(注)1 | 14,447 | 35,854 |
| 繰延税金資産合計 | 216,971 | 171,146 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務 | 16,240 | 13,072 |
| 前払費用 | 7,137 | |
| 繰延税金負債合計 | 23,377 | 13,072 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 193,593 | 158,073 |

- (注) 1.評価性引当額が21,407千円増加しております。連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が16,639千円増加したことによるものであります。
- (注) 2.税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2 年超 3 年以内 (千円) | 3 年超 4 年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5 年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|----------------|------------|
| 税務上の繰越欠 損金() | - | 1 | - | - | ı | 13,851 | 13,851 |
| 評価性引当額 | - | ı | 1 | - | ı | 13,851 | 13,851 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | | | - |

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2 年超 3 年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5 年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|-------------------------|---------------------|---------------------|--------------|------------|
| 税務上の繰越欠 損金() | - | - | - | - | - | 34,444 | 34,444 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | • | 34,444 | 34,444 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | ı |

- () 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
 - 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(2022年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3.決算日後における法人税等の税率の変更

2023年4月の株式上場に際して行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになります。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の34.59%から30.62%となります。

この税率の変更により、繰延税金資産の金額が20,494千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から7~15年と見積り、割引率は0.000%~1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日) | | |
|-----------------|--|---|--|--|
| 期首残高 | 81,595千円 | 85,468千円 | | |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 3,467 | - | | |
| 時の経過による調整額 | 405 | 417 | | |
| 期末残高 | 85,468 | 85,886 | | |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、投信投資顧問事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|------|--|--|
| 残高報酬 | 9,395,038千円 | 9,659,991千円 |
| 成功報酬 | 84,281 | - |
| その他 | 245 | 245 |
| 合計 | 9,479,565 | 9,660,236 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4.会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

(1)製品・サービスごとの情報

投信投資顧問事業の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載 を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

- 1. 関連当事者との取引
- (1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
 - (ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 該当事項はありません。
 - (イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等 該当事項はありません。
 - (ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の 子会社等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 種類 | 会社等の名 称又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の内 容又は職 業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---------------------|----------------|-------|-----------------------|-------------------|-------------------------------|--|--------------------------------------|--------------|------|----------|
| 同一の親会 社を持つ会 社 | 株式会社S BI証券 | 東京都港区 | 48,323 | 金融サービス事業 | - | 当社投募信 託の販売投資集な びに係る ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注) | 692,823 | 未払費用 | 328,189 |

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 種類 | 会社等の名 称又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の内 容又は職 業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-------------|----------------|-------|-----------------------|-------------------|-------------------------------|---|--------------------------------------|----------|------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 株式会社S BI証券 | 東京都港区 | 48,323 | 金融サービス事業 | - | 当社投資信 託の募売な びに接 いな がに係る 新代行の ま に係 の ま を り も り も り り り り り り り り り り ら り ら り ら り | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注) | 652,721 | 未払費用 | 309,932 |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

- (エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 該当事項はありません。
- (2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
 - (ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 該当事項はありません。
 - (イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等 該当事項はありません。

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の 子会社等

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 種類 | 会社等の名 称又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (千円) | 事業の内 容又は職 業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|----------------|-----|----------------------|-------------------|-------------------------------------|------------|-----------------------|--------------|----|----------|
| 主要株主 | 遠藤昭二 | - | - | - | (被所有) 直接 11.88 間接 26.88 | 出資 | 投資事業組 合への出資 (注) | 50,000 | - | , |

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 種類 | 会社等の名 称又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (千円) | 事業の内 容又は職 業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|----------------|-----|----------------------|-------------------|-------------------------------------|------------|-----------------------|----------|----|----------|
| 主要株主 | 遠藤昭二 | - | - | - | (被所有) 直接 11.88 間接 26.88 | 出資 | 投資事業組 合への出資 (注) | 12,500 | - | - |

(注)投資事業有限責任組合への出資

当該投資事業有限責任組合は、RheosCP 1 号GP有限責任事業組合を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合であり、投資事業有限責任組合契約書に基づき出資をしております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

- SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社(未上場)
- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 1 株当たり純資産額 | 416.28円 | 474.39円 |
| 1 株当たり当期純利益 | 108.50円 | 90.50円 |

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 - 2.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|---|---|--|
| 1 株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 1,303,859 | 1,087,476 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益(千円) | 1,303,859 | 1,087,476 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 12,016,600 | 12,016,600 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要 | 新株予約権3種類(新株予約権の数8,840個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況、(2)新株予約権等の状況、ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。 | 新株予約権3種類(新株予約権の数8,730個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況、(2)新株予約権等の状況、に記載のとおりであります。 |

(重要な後発事象)

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2023年4月25日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年3月22日及び2023年4月7日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年4月24日に払込が完了いたしました。

募集方法 : 一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行する株式の種類及び数 : 普通株式 357,700株 発行価格 : 1 株につき 1,300円

一般募集はこの価格にて行いました。

引受価額 : 1 株につき 1,196円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

払込金額 : 1 株につき 935円

この金額は会社法上の払込金額であり、2023年4月7日開催の取締役会において決定された金額であり

ます。

資本組入額
 完全を担かる
 完全を担かる
 完全を担かる
 完全を担かる
 完全を担かる
 完全を担かる
 完全を担かる
 完全を担かる
 に対して
 <l

(2)運転資金

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|------------------------------|-------|-------|-----------|-----------|
| 営業収益 (千円) | - | - | 7,242,542 | 9,660,236 |
| 税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円) | - | - | 1,195,770 | 1,625,878 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円) | - | - | 775,255 | 1,087,476 |
| 1株当たり四半期(当期)純 利益(円) | - | - | 64.50 | 90.50 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益 (円) | - | - | 19.62 | 26.00 |

(注)当社は、2023年4月25日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、当連結会計年度の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、東陽監査法人により四半期レビューを受けております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】 【貸借対照表】

| | 前事業年度 (2022年 3 月31日) | 当事業年度 (2023年 3 月31日) |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,578,574 | 1,754,446 |
| 顧客分別金信託 | 1,510,000 | 1,500,000 |
| 貯蔵品 | 9,861 | 8,671 |
| 前払費用 | 119,625 | 87,356 |
| 未収委託者報酬 | 3,832,800 | 3,725,272 |
| 未収投資顧問報酬 | 52,323 | 52,165 |
| その他 | 26,860 | 46,255 |
| 流動資産合計 | 7,130,046 | 7,174,168 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 160,041 | 160,041 |
| 減価償却累計額 | 61,252 | 72,452 |
| 建物(純額) | 98,788 | 87,588 |
| 器具及び備品 | 584,786 | 836,071 |
| 減価償却累計額 | 272,015 | 685,424 |
| 器具及び備品(純額) | 312,770 | 150,647 |
| 有形固定資産合計 | 411,559 | 238,236 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | 5,317 | 4,709 |
| ソフトウエア | 306,380 | 344,743 |
| その他 | 64,566 | 31,999 |
| 無形固定資産合計 | 376,264 | 381,452 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1,622 | 1,664 |
| 関係会社株式 | 130,000 | 230,000 |
| 関係会社出資金 | 20,000 | 28,484 |
| 関係会社長期貸付金 | 50,000 | - |
| 長期前払費用 | 1,955 | 1,662 |
| 繰延税金資産 | 193,593 | 158,073 |
| 敷金 | 176,554 | 174,438 |
| その他 | 10,861 | 11,253 |
| 投資その他の資産合計 | 584,587 | 605,577 |
| 固定資産合計 | 1,372,411 | 1,225,265 |
| 資産合計 | 8,502,458 | 8,399,434 |

| | | (十四・113) |
|----------|-------------------------|---------------------------|
| | 前事業年度 (2022年 3 月31日) | 当事業年度 (2023年 3 月31日) |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 414,193 | 225,727 |
| 未払金 | 420,002 | 117,714 |
| 未払費用 | 1,580,020 | 1,557,748 |
| 未払法人税等 | 517,149 | 155,676 |
| 未払消費税等 | 133,830 | 100,817 |
| 賞与引当金 | 173,275 | 195,829 |
| 役員賞与引当金 | 10,653 | 11,566 |
| その他 | 35,766 | 58,863 |
| 流動負債合計 | 3,284,891 | 2,423,943 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 86,954 | 92,009 |
| 資産除去債務 | 85,468 | 85,886 |
| 固定負債合計 | 172,422 | 177,895 |
| 負債合計 | 3,457,314 | 2,601,838 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 100,000 | 100,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 100,000 | 100,000 |
| その他資本剰余金 | 300,010 | 300,010 |
| 資本剰余金合計 | 400,010 | 400,010 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 1,345 | 1,345 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 4,543,788 | 5,296,240 |
| 利益剰余金合計 | 4,545,133 | 5,297,586 |
| 株主資本合計 | 5,045,143 | 5,797,596 |
| 純資産合計 | 5,045,143 | 5,797,596 |
| 負債純資産合計 | 8,502,458 | 8,399,434 |
| | | |

| | 前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 9,154,693 | 9,477,843 |
| 投資顧問報酬 | 324,872 | 182,392 |
| 営業収益合計 | 9,479,565 | 9,660,236 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 3,634,385 | 3,844,837 |
| 調査費 | 577,755 | 694,085 |
| 営業雑経費 | 137,880 | 114,540 |
| 通信費 | 37,211 | 34,439 |
| 諸会費 | 8,873 | 9,828 |
| その他 | 91,795 | 70,272 |
| 営業費用合計 | 4,350,020 | 4,653,462 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 1,228,687 | 1,442,408 |
| 役員報酬 | 213,469 | 252,528 |
| 給料・手当 | 645,097 | 754,673 |
| 賞与 | 147,728 | 167,296 |
| 賞与引当金繰入額 | 171,915 | 195,829 |
| 役員賞与 | 23,048 | 37,667 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 10,653 | 11,566 |
| 退職給付費用 | 16,775 | 22,847 |
| 法定福利費 | 138,026 | 163,280 |
| 広告宣伝費 | 588,943 | 322,909 |
| 旅費交通費 | 10,502 | 50,274 |
| 租税公課 | 5,315 | 9,018 |
| 不動産賃借料 | 204,215 | 210,269 |
| 減価償却費 | 343,776 | 552,394 |
| 諸経費 | 624,428 | 567,851 |
| 一般管理費計 | 3,143,896 | 3,318,406 |
| 営業利益 | 1,985,648 | 1,688,366 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 832 | 773 |
| 為替差益 | 3,621 | 8,289 |
| 経営管理料 | 4,644 | 7,554 |
| 講演、原稿料等収入 | 7,040 | 6,279 |
| 広告料収入 | 7,451 | 4,909 |
| 配分金収入 | - | 6,339 |
| 業務委託収入 | 5,878 | - |
| その他 | 17 | 692 |
| 営業外収益合計 | 29,486 | 34,839 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,614 | 207 |
| 上場関連費用 | - | 11,085 |
| 投資事業組合損失 | - | 1,438 |
| その他 | 101 | 820 |
| 営業外費用合計 | 1,716 | 13,550 |
| 経常利益 | 2,013,419 | 1,709,655 |
| 税引前当期純利益 | 2,013,419 | 1,709,655 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 738,435 | 525,135 |
| 法人税等調整額 | 71,779 | 35,520 |
| 法人税等合計 | 666,655 | 560,655 |
| 当期純利益 | 1,346,763 | 1,149,000 |
| コポルポルリュ | 1,340,763 | 1,149,000 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------|---------|-------------|----------------|---------|-------------|--------------|-------------|-----------|-----------|
| | | 資本剰余金 利 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | 資本金 | 次士淮供 | スの仏次 | 資本剰余 | 和光準 | その他利益剰 余金 | | 株主資本合計 | 純資産合計 |
| | | 資本準備 金 | その他資 本剰余金 | 金合計 | 利益準 備金 | 繰越利益剰 余金 | 利益剰余 金合計 | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 100,000 | 300,010 | 400,010 | 1,345 | 3,461,390 | 3,462,735 | 3,962,745 | 3,962,745 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 264,365 | 264,365 | 264,365 | 264,365 |
| 当期純利益 | | | | | | 1,346,763 | 1,346,763 | 1,346,763 | 1,346,763 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 1,082,397 | 1,082,397 | 1,082,397 | 1,082,397 |
| 当期末残高 | 100,000 | 100,000 | 300,010 | 400,010 | 1,345 | 4,543,788 | 4,545,133 | 5,045,143 | 5,045,143 |

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---------|---------|-----------------|--------------|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| | | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | 資本金 | : | 利益準 | その他利益剰 余金 | 利益剰余 | 株主資本合計 | 純資産合計 | | | |
| | | 資本準備 金 | その他資 本剰余金 | 余金 金合計 備金 | 繰越利益剰 余金 | 金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 100,000 | 300,010 | 400,010 | 1,345 | 4,543,788 | 4,545,133 | 5,045,143 | 5,045,143 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 396,547 | 396,547 | 396,547 | 396,547 | |
| 当期純利益 | | | | | | 1,149,000 | 1,149,000 | 1,149,000 | 1,149,000 | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 752,452 | 752,452 | 752,452 | 752,452 | |
| 当期末残高 | 100,000 | 100,000 | 300,010 | 400,010 | 1,345 | 5,296,240 | 5,297,586 | 5,797,596 | 5,797,596 | |

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) その他有価証券(営業投資有価証券を含む。)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合出資金については、当該組合の直近の決算書の当社持分割合で評価しております。

2.棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりです。

建物 8~15年

器具及び備品 2~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウエア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当社は、当社が設定した投資信託について信託約款に基づき管理・運用する義務があり、委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね6ヵ月以内に受領しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き取引において顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

(2) 投資顧問報酬

対象顧客との投資一任契約に基づく受託資産について、管理・運用する義務があり、投資顧問報酬は、 対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対 象口座によって年4回、年2回、もしくは毎月受領しております。当該報酬は対象口座の運用期間にわ たり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は対象となるファンド又は口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークを上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(1)繰延税金資産

当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位:千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|---------|---------|
| 繰延税金資産 | 193,593 | 158,073 |

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。将来の事業計画においては、将来の当社の運用する投資信託等の残高の見積りを反映しており、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによる株式市場の影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が投資信託等の残高の見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)関係会社株式の評価

当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位:千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|---------|---------|
| 関係会社株式 | 130,000 | 230,000 |

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した関係会社株式については、市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式の実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。

実質価額の評価や回復する見込みについては、経営者による仮定や判断による不確実性を伴うものであり、実質価額の算定において、前提となる見積りや仮定に変動が生じ、当該実質価額の算定額が変動した場合には、翌事業年度以降において評価損の計上が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる財務諸表への影響はございません。

(表示方法の変更)

(有価証券関係)

有価証券関係の注記において、前事業年度まで「子会社株式」で表示していた科目を「関係会社株式」に変更し、「子会社出資金」で表示していた科目を「関係会社出資金」に変更しております。この科目変更は明瞭性を高める観点から行ったものであり、前事業年度の「子会社株式」と「子会社出資金」の金額に変更はありません。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年 3 月31日) | 当事業年度 (2023年 3 月31日) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 当座貸越極度額 | 7,000,000千円 | 7,000,000千円 |
| 借入実行額 | - | - |
| 計 | 7,000,000 | 7,000,000 |

なお、上記当座貸越契約においては、資金使途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも全額が借入実行されるものではありません。

(損益計算書関係)

各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|---------------|---------------|
| | (自 2021年4月1日 | (自 2022年4月1日 |
| | 至 2022年3月31日) | 至 2023年3月31日) |
| 経営管理料 | 4,644 千円 | 7,554 千円 |
| 業務委託収入 | 5,878 | - |

(有価証券関係)

関係会社株式及び関係会社出資金

前事業年度(2022年3月31日)

市場価格がないことから、関係会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

| 区分 | 貸借対照表計上額(千円) | |
|---------|--------------|--|
| 関係会社株式 | 130,000 | |
| 関係会社出資金 | 20,000 | |
| 計 | 150,000 | |

当事業年度(2023年3月31日)

市場価格がないことから、関係会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

| 区分 | | 貸借対照表計上額(千円) | |
|----|---------|--------------|--|
| | 関係会社株式 | 230,000 | |
| | 関係会社出資金 | 28,484 | |
| | 計 | 258,484 | |

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2022年 3 月31日) | 当事業年度 (2023年 3 月31日) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 59,935千円 | 59,962千円 |
| 退職給付引当金 | 30,077 | 28,173 |
| 未払費用 | 13,341 | 16,516 |
| 一括償却資産 | 2,281 | 1,614 |
| 役員賞与引当金 | 3,684 | 3,541 |
| 未払事業所税 | 1,348 | 1,358 |
| 未払事業税等 | 47,738 | 15,801 |
| 資産除去債務 | 29,563 | 26,298 |
| 繰延資産償却 | 28,880 | 17,776 |
| その他 | 120 | 101 |
| 繰延税金資産合計 | 216,971 | 171,146 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 16,240 | 13,072 |
| 前払費用 | 7,137 | - |
| 繰延税金負債合計 | 23,377 | 13,072 |
| 繰延税金資産の純額 | 193,593 | 158,073 |

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2022年 3 月31日) | 当事業年度 (2023年 3 月31日) |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 | | 34.6% |
| (調整) | 適用後の法人税等の負担率 | |
| 住民税均等割 | との間の差異が法定実効税 | 0.2 |
| 税率変更による影響額 | 率の100分の 5 以下である | 1.2 |
| 法人税額の特別控除 | ため注記を省略しておりま | 3.1 |
| その他 | す 。 | 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 32.8 |

3.決算日後における法人税等の税率の変更

2023年4月の株式上場に際して行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになります。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の34.59%から30.62%となります。

この税率の変更により、繰延税金資産の金額が20,494千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2023年4月25日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年3月22日及び2023年4月7日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年4月24日に払込が完了いたしました。

募集方法: 一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行する株式の種類及び数 : 普通株式 357,700株 発行価格 : 1 株につき 1,300円

一般募集はこの価格にて行いました。

引受価額 : 1 株につき 1,196円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

払込金額 : 1 株につき 935円

この金額は会社法上の払込金額であり、2023年4月7日開催の取締役会において決定された金額であり

ます。

資本組入額 : 1 株につき 598円

発行価格の総額: 465,010千円払込金額の総額: 334,449千円資本組入額の総額: 213,904千円払込期日: 2023年4月24日資金の使途: (1)システム投資

(2)運転資金

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

| 区分 | 資産の 種 類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当 期 償却額 | 当期末 残 高 | 減価償却 累計額 |
|------------|------------|---------|---------|---------|------------|------------|-------------|
| | 建物 | 98,788 | - | - | 11,199 | 87,588 | 72,452 |
| 有形 固定資産 | 器具及び備品 | 312,770 | 252,157 | 0 | 414,280 | 150,647 | 685,424 |
| | 計 | 411,559 | 252,157 | 0 | 425,480 | 238,236 | 757,877 |
| | 商標権 | 5,317 | - | - | 607 | 4,709 | - |
| 無形 | ソフトウエア | 306,380 | 175,185 | 12,542 | 124,280 | 344,743 | - |
| 固定資産 | その他 | 64,566 | 132,334 | 163,701 | 1,200 | 31,999 | - |
| | 計 | 376,264 | 307,520 | 176,243 | 126,088 | 381,452 | - |

- (注)1.器具及び備品の当期増加額のうち主なものは、WEB動画230,590千円であります。
 - 2.ソフトウエアの当期増加額のうち主なものは、WEBシステム等164,984千円であります。

【引当金明細表】

| 科目 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 賞与引当金 | 173,275 | 195,829 | 173,275 | 195,829 |
| 役員賞与引当金 | 10,653 | 11,566 | 10,653 | 11,566 |

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
|-------------------|---|
| | 毎年6月 |
| 基準日 | |
| 株券の種類 | - |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年 9 月30日 毎年 3 月31日 |
| 1 単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え(注)1. | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | - |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1. |
| 買取手数料 | 無料(注)2. |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.rheos.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

- (注) 1. 当社株式は、2023年4月25日付で株式会社東京証券取引所へ上場したことに伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となったことから、当該事項はなくなっております。
 - 2.単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された2023年4月25日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されました。
 - 3. 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、 定款に定めております。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書(有償一般募集増資及び売出し)及びその添付書類

2023年3月22日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2023年4月7日及び2023年4月17日関東財務局長に提出

2023年3月22日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

2023年4月25日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく臨時報告書であります。

2023年6月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

EDINET提出書類 レオス・キャピタルワークス株式会社(E21671) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

レオス・キャピタルワークス株式会社 取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 宝金 正典 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 水戸 信之

指定社員 公認会計士 南泉 充秀 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年3月22日及び2023年4月7日開催の取締役会において一般募集による募集株式発行を決議し、2023年4月24日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券報告書

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に 対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

レオス・キャピタルワークス株式会社 取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 宝金 正典

指定社員 業務執行社員 公認会計士 水戸 信之

指定社員 公認会計士 南泉 充秀 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年3月22日及び2023年4月7日開催の取締役会において一般募集による募集株式発行を決議し、2023年4月24日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表 明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。